

# 米原市行財政改革実施計画(5か年)進行管理表



平成22年（2010年）6月





# 目



# 次



実施計画進行管理表の見方 ..... 1

## ■市民の満足度を高めるための行政サービス

|     |                         |       |   |
|-----|-------------------------|-------|---|
| 1   | 情報通信技術の活用などによる市民サービスの向上 | ..... | 2 |
| (1) | 窓口サービスの向上               | ..... | 2 |
| (2) | 行政サービスの情報化の推進           | ..... | 3 |
| (3) | 地域情報化の円滑な推進             | ..... | 3 |
| 2   | 公共施設サービスの効率化            | ..... | 4 |
| (1) | 公共施設の有効活用               | ..... | 4 |
| 3   | 事務事業の整理・合理化             | ..... | 5 |
| (1) | 事務事業の整理・合理化             | ..... | 5 |
| (2) | 補助金の見直し                 | ..... | 9 |

## ■市民との協働によるまちづくりの推進

|     |                    |       |     |
|-----|--------------------|-------|-----|
| 1   | 市民の参画と協働の推進        | ..... | 1 1 |
| (1) | 市民の参画機会の拡充         | ..... | 1 1 |
| (2) | 市民との協働の推進          | ..... | 1 2 |
| (3) | パブリックコメント制度の導入     | ..... | 1 4 |
| 2   | 公正で透明性の高い行政運営の推進   | ..... | 1 5 |
| (1) | 情報公開および個人情報保護制度の充実 | ..... | 1 5 |
| (2) | 市民への情報提供の充実        | ..... | 1 5 |
| (3) | 監査機能の充実強化          | ..... | 1 6 |
| (4) | 審議会等の見直し           | ..... | 1 6 |
| 3   | 行政と民間の役割分担の明確化     | ..... | 1 7 |
| (1) | 行政と民間の役割分担の明確化     | ..... | 1 7 |
| (2) | 施設の管理運営等への民間活力の導入  | ..... | 1 8 |
| (3) | 外郭団体の健全化           | ..... | 1 8 |

## ■持続可能な行政経営システムの確立

|     |                     |       |     |
|-----|---------------------|-------|-----|
| 1   | 健全な財政運営の確保          | ..... | 2 0 |
| (1) | 中長期的な視点に立った財政運営     | ..... | 2 0 |
| (2) | 経費の節減・合理化           | ..... | 2 0 |
| (3) | 税等の収入確保             | ..... | 2 1 |
| (4) | 受益者負担の適正化および新たな財源確保 | ..... | 2 2 |
| 2   | 組織・機構の再編・整理         | ..... | 2 4 |
| (1) | 時代の変化に即応した組織・機構の構築  | ..... | 2 4 |
| (2) | 組織のフラット化と庁内分権の推進    | ..... | 2 4 |
| 3   | 人事管理                | ..... | 2 5 |
| (1) | 新人事制度の確立            | ..... | 2 5 |
| (2) | 定員管理の適正化            | ..... | 2 6 |
| (3) | 給与の適正化              | ..... | 2 6 |
| 4   | 職員の意識改革と人材育成        | ..... | 2 7 |
| (1) | 人材育成                | ..... | 2 7 |
| (2) | 多様な人材の活用            | ..... | 2 7 |
| 5   | 行政評価の推進             | ..... | 2 8 |
| (1) | 行政評価システムの導入         | ..... | 2 8 |
| 6   | 行政情報化の推進による事務効率の向上  | ..... | 2 8 |
| (1) | 事務の効率化              | ..... | 2 8 |
| (2) | 事務の情報化              | ..... | 2 8 |
| 7   | 地方公営企業経営の見直し        | ..... | 2 9 |
| (1) | 地方公営企業の健全化          | ..... | 2 9 |
| 8   | 公共工事コスト等の改善         | ..... | 3 0 |
| (1) | 公共工事コストの縮減          | ..... | 3 0 |
| (2) | 新たな入札・契約制度の導入検討     | ..... | 3 0 |
| 9   | 広域行政の推進             | ..... | 3 0 |

第1次行財政改革実施計画数値目標等状況一覧表 ..... 3 2

## 実施計画進行管理表の見方

実施計画進行管理表の「評価」と「次期計画への反映」欄は、次のとおり区分しています。

### ■「評価」欄

「評価」欄はアルファベットの小文字と大文字を組み合わせで表記しています。頭のアルファベット小文字は「事務事業の概要」欄に対する取り組みの進捗状況を、後ろのアルファベット大文字は「目標・効果」欄に対する成果状況を示したものです。

#### ▼進捗状況（「事務事業の概要」の取り組みに対して）

- a：取組内容を達成
- b：取組内容の一部を達成
- c：取組内容が未達成

#### ▼成果状況（「目標・効果」欄に対して）

- A：目標・効果を完全に達成できた
- B：目標・効果をほぼ達成できた
- C：目標・効果を概ね達成できた
- D：目標・効果が一部達成できた
- E：目標・効果が未達成

### ■「次期計画への反映」欄

第1次行財政改革実施計画期間の取り組み状況等から、次に策定する第2次行財政実施計画での取り扱いを示したものです。具体的には、第2次実施計画策定時に再調整することとなります。

- 1：達成、引き継がない
- 2：継続するが、項目としては引き継がない
- 3：未達成のため、引き継ぐ
- 4：未達成であるが、項目としての扱いは今後検討
- 5：引き続き実施
- 6：引き継がない

| ◆表記の考え方例 |  |
|----------|--|
| ・ aB     | ⇒ 事務事業の概要に掲げた取組内容については実施できたが、成果状況において、掲げた目標・効果に具体性がなかったため、客観的な判定からは完全な達成とは言えないまでもほぼ目標は達成できた。 |
| ・ bD     | ⇒ 一度は取り組んだが、その後見直し等により当初の取組は達成できなかった。成果としても、一度は効果があったが見直しにより効果は部分的なものとなった。                   |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

●市民の満足度を高めるための行政サービス

1 情報通信技術の活用などによる市民サービスの向上

(1) 窓口サービスの向上

■ワンストップサービスの充実強化

(△:調査・検討・協議、○:方針決定、◎:実施、→:継続実施)

| No | 取組区分                            | 事務事業の概要   | 計画年度 |             |     |     |     | 目標・効果  | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値   | 評価   | 次期計画への反映 | 担当課      |          |
|----|---------------------------------|---|------|-------------|-----|-----|-----|--|--|---|--|----------|----------|----------|
|    |                                 |   | H17  | H18         | H19 | H20 | H21 |  |  |   |  |          |          |          |
| 1  | 継続的な質の高い窓口サービスの提供               | <p>●市民の声システムの構築</p> <p>市民から行政への要望・苦情・提言等の一元化を図り、円滑な処理を行うことができるシステムを構築することで、行政への信頼性の向上を図ります。</p>                 |      | △<br>○<br>◎ | →   | →   | →   | ・心のこもった質の高い窓口サービスを目指します。   | 市民のみなさんからの苦情や要望・提言に一元かつ迅速に対応し、その情報を共有できるシステムとして、平成18年11月に「市民の声」を導入しました。これにより、市民が何を求めているかを把握し、市政運営に反映することによって、窓口サービスの向上が図れました。なお、平成21年度から「市長への手紙」が実施されたこともあり、減少しています。             | <p>■システム活用による対応処理数</p> <p>H18現状値:149件<br/>H19現状値:158件<br/>H20現状値:106件<br/>H21現状値:36件</p>  | aC   | 2        | 市民自治センター |          |
| 2  | テレビ会議システムの窓口導入と活用               | <p>●テレビ会議システムの窓口導入と活用</p> <p>分庁舎方式による市民の不安を解消するため、『テレビ会議システム』を4庁舎に配置し、市民と各庁舎の担当者をオンラインで結びます。</p>                |      | ◎           | →   | →   | →   | ・市民の庁舎間移動をなくし、サービスのスピードアップを目指します。<br>・顔が見える行政サービスにより安心と信頼性を確保します。<br>・身近な場所で窓口サービスが受けられます。<br>・いつでも、どこでも、誰にでも、新市の一体的な窓口サービスの展開を図ります。 | 平成17年12月に「テレビ会議システム」を4庁舎に配置し、サービスのスピードアップを図るとともに、顔の見える窓口サービスの提供に心がけました。また、毎月の市長訓示や内部会議などへも活用することにより、庁舎間移動の経費節減にも努めました。なお、市民の方が来庁された際の利用が大幅に減っていることから、活用方法や維持等について検証が必要となってきています。 | <p>■テレビ会議システム活用回数</p> <p>H18現状値:121回<br/>H19現状値:110回<br/>H20現状値:80回<br/>H21現状値:26回</p>  | aC   | 2        | 市民自治センター |          |
| 3  | 窓口業務マニュアルの見直しと電子化による安定したサービスの提供 | <p>●窓口マニュアルの整備と電子化</p> <p>窓口サービスの品質の安定化を図るため、窓口業務のマニュアルを整備し、絶えず見直しを行います。また、マニュアルの電子化により、情報の共有と見直しの効率化を図ります。</p> |      | ○           | ◎   | →   | →   | →  | ・業務のマニュアル化により、公平で安定した質の高いサービスを提供します。<br>・業務マニュアルの電子化により、鮮度の高いマニュアルの管理ができます。<br>・職員が何時でも、誰でも業務の流れを確認し、正確なサービスを提供します。  | 合併後すぐに「窓口マニュアルの整備」を行うとともに、平成18年12月からは「窓口マニュアルの電子化」を開始しました。これにより、市民のみなさんが最寄り庁舎で事が済ませようワンストップサービスの充実に努め、正確な窓口サービスが提供できるようになりました。                        | <p>■マニュアル登録業務件数</p> <p>H18現状値:198件<br/>H19現状値:197件<br/>H20現状値:212件<br/>H21現状値:217件</p> | aC       | 2        | 市民自治センター |
| 4  | 市民サービスの利便性の向上                   | <p>●幼保一元化に伴う就学前保育の窓口一元化</p> <p>幼保一元化の推進にあたって、幼稚園、保育園および認定こども園の市民窓口体制の一元化を図ります。</p>                              |      | △<br>○      | ◎   |     |     |  | ・就学前保育の一体的な窓口サービスの展開を図ります。   | 市長部局と教育委員会部局による事務調整を行い、平成19年4月から「幼保一元化に伴う就学前保育の市民窓口体制」を一元化しました。これにより、幼稚園・保育園および認定こども園に関する情報提供（入園事務説明会、広報、案内冊子等）を一体的に行え、就学前施設への入園等に関する市民サービスの充実を図りました。 | 数値目標なし   | aA       | 1        | こども元気局   |
| 5  |                                 | <p>●地域包括支援センターの総合窓口化</p> <p>自立支援法に基づく障がい者介護サービスと、介護保険法に基づく高齢者介護サービスにおける市民窓口体制の統合を図ります。</p>                      |      |             | △   | ○   | ◎   |  | ・総合的な高齢者等の相談、サービス支援と情報提供を図り、窓口体制の一元化と充実を図ります。  | 介護、生活保護、虐待など様々な相談に訪れる市民のうち、「どこに相談したらいいかわからない」という方々の話を聞き、必要な支援を判断し関係機関につなぐ役割として、平成21年度から既存の地域包括支援センターに福祉の総合相談窓口機能を持たせました。                              | 数値目標なし   | aB       | 1        | 福祉支援局    |
| 6  | 職員研修の実施                         | <p>●職員研修計画の策定</p> <p>計画的な研修を実施するため、接遇の改善やスキルアップにつながる職員研修計画を策定します。</p>   |      | ○           | ◎   | →   | →   | →  | ・市民に対し親切丁寧な対応を図り、市民への信頼性の向上をめざします。<br>・クレーム等の共有により、職員の共通理解を深めることで、市民サービスの向上をめざします。   | 平成17年度に策定した「人材育成基本方針」に基づき、平成18年度から毎年度、職員研修計画の策定を行いました。これにより、計画的な職員研修を行い職員の能力向上を図り、質の高い行政サービスの提供に努めました。  | 数値目標なし   | aD       | 2        | 総務課      |
| 7  |                                 | <p>●接遇の改善</p> <p>行政はサービス産業であることを認識し、接遇、マナーの向上のため、接遇研修を実施します。</p>  |      | ◎           | →   | →   | →   | →  |  | 毎年度、新規採用職員や窓口関係職員などを対象に接遇研修を実施することにより、接遇やマナーの向上に努めました。  | 数値目標なし   | aD       | 2        | 総務課      |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

(2) 行政サービスの情報化の推進

■市役所電子窓口サービスの推進

(△: 調査・検討・協議、○: 方針決定、◎: 実施、→: 継続実施)

| No | 取組区分                  | 事務事業の概要  | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果  | 第1次大綱での成果   | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課          |
|----|-----------------------|--|------|-----|-----|-----|-----|--|---|-----------|----|----------|--------------|
|    |                       |  | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |  |   |           |    |          |              |
| 1  | 各種サービスのICT化とWEBサイトの充実 | <b>●各部局電子窓口担当者の設置</b><br>行政サービスの情報化を推進するため、各部局に申請手続きの電子化、情報整理、情報発信を行う電子窓口担当者を設置します。        | △    | ○   | →   | →   | →   | ・市役所の電子窓口サービスの充実に向けた庁内体制を確立します。                    | 平成17年度に電子自治体への戦略的な検討等を行うため、「米原市ICT推進会議」を設置しました。また、各担当部門と行政サービスの情報化を推進するための協議・調整を行う中で、次期導入予定の住民情報システムに関する規格や仕様、コンビニ収納システム導入に向けた準備を終えました。       | 数値目標なし    | aB | 1        | 政策秘書課<br>管財課 |
| 2  |                       | <b>●ICT環境整備</b><br>市民が窓口に出向かなくてもサービスが受けられるようにするため、インターネットで行える各種申請・届出等を幅広く、わかりやすく、探しやすくします。 |      |     | △   | →   | ○   | ・市民はインターネットにより、何時でも市役所にアクセスができ、時間を気にせずサービスが受けられます。 | 市公式WEBサイト上から各種申請書などをダウンロードできる環境の整備を進め、市民の利便性を高めました。また、メール自動配信システムを導入し、市民に必要な情報を即時発信する環境を整えました。なお、簡易電子システムの導入に向けた検討と検証を実施しましたが、導入にまでは至りませんでした。 | 数値目標なし    | aC | 5        | 政策秘書課        |

※ICT・・・(Information And Communication Technology)の略で情報通信技術。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す用語。情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するために、ITに代えて近年使用され始めている。

(3) 地域情報化の円滑な推進

■ICTを活用した市民生活基盤の整備

(△: 調査・検討・協議、○: 方針決定、◎: 実施、→: 継続実施)

| No | 取組区分     | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果  | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値   | 評価  | 次期計画への反映  | 担当課   |       |       |
|----|----------|---|------|-----|-----|-----|-----|--|--|---|---|---|-------|-------|-------|
|    |          |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |  |  |   |   |   |       |       |       |
| 1  | 地域情報化の推進 | <b>●地域情報化計画の策定</b><br>あらゆる分野における情報のネットワーク化を推進するため、地域全体のICT化に向けた戦略的な計画を策定します。                            | △    | →   | ○   | ◎   | →   | ・市全体としてバランスのとれた地域情報化をめざします。<br>・市民が社会のICT化によってもたらされる利益を、市内のどこでも、いつでも受け取ることが可能な環境が整います。 | 職員による計画策定プロジェクト会議や市民委員等により構成する策定委員会での協議を行った上で、平成21年度末に「地域情報化計画」の策定を終えました。なお、ICT化によってもたらされた利益を、市内のどこでも、いつでも受け取れることが可能な環境整備に努めました。     | 数値目標なし  | aD  | 6   | 政策秘書課 |       |       |
| 2  |          | <b>●CATVの整備・拡充</b><br>市民への情報提供の地域間格差を解消するため、米原地域・近江地域へのエリア拡大と加入促進を図り、映像を用いた視覚的かつ臨場感あふれる情報をお茶の間までお届けします。 | ○    | ◎   | →   | →   | →   | ・市内に一体的、効率的な情報提供を図ります。   | 米原地域・近江地域への基盤整備が完了し、市内全域への行政放送放映と高速通信網の敷設が整いました。なお、整備に当たって対象地域で実施した説明会や、その後継続的に実施した周知活動により、市内の約76%の世帯(事業所などを含む)にケーブルテレビへ加入していただきました。 | <b>■ケーブルテレビ加入者数</b><br>H18現状値:10,145件<br>H19現状値:10,530件<br>H20現状値:10,412件<br>H21目標値:10,800件<br>H21現状値:10,484件   | aB  | 1   | 政策秘書課 |       |       |
| 3  |          | <b>●CATV番組の手話通訳放送の導入</b><br>ノーマライゼーションの理念を活かす施策展開として、CATV番組の手話通訳放送を試験的に実施し、聴覚障がい者への情報の伝達と共有化を図ります。      |      |     | △   | ○   | ◎   | →  | →  | ・全ての市民に等しく情報を伝える環境の整備を図ります。<br>・障がいをもつ方の社会参加を促進し、協働のまちづくりを推進します。  | 平成19年5月から毎月1回、聴覚障がい者への情報伝達として特に重要な施策や市民生活に直結する話題について手話通訳放送の放映を行いました。また、文字放送についても障がいの有無にかかわらず必要な情報が得られるよう、適正な素材を作成する意識が高まりました。 | <b>■年間手話通訳放送回数</b><br>H18実績値:1回<br>H19実績値:12回<br>H19以降目標値:12回<br>H20実績値:12回<br>H21実績値:12回 | aB    | 1     | 政策秘書課 |
| 4  |          | <b>●メール自動配信システムの導入</b><br>市民のみなさんが自分の欲しい情報分野を携帯電話やパソコンから選択・登録し、行政からの情報を自動で受信できるメール自動配信システムを導入します。       | △    | ○   | ◎   | →   | →   | →  | ・多様な活用により、市民のみなさんの安全・安心な暮らしにつながります。  | 平成19年度にメール自動配信システムを導入し、各種行政情報等の発信に活用しています。また、小・中学校においては児童生徒保護者への情報伝達手段としての独自利用も行っており、その利用も含め目標を上回る登録がありました。なお、システムからの情報発信が不十分であったため、次年度以降は各課が積極的に利用するよう周知に努めます。 | <b>■メール配信延べ登録件数</b><br>H18現状値:1回<br>H19現状値:696件<br>H20現状値:1,188件<br>H21目標値:2,500件<br>H21現状値:3,094件                            | aB  | 1     | 政策秘書課 |       |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

2 公共施設サービスの効率化

(1) 公共施設の有効活用

■市民のライフスタイルに応じた施設の効率的な有効活用 (△:調査・検討・協議、○:方針決定、◎:実施、→:継続実施)

| No | 取組区分                     | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果  | 第1次大綱での成果   | 目標値または現状値   | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課    |
|----|--------------------------|---|------|-----|-----|-----|-----|--|---|---|----|----------|--------|
|    |                          |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |  |   |   |    |          |        |
| 1  |                          | <p><b>●公共施設の再配置等の検討</b><br/>時代に応じた市民ニーズに対応するサービス提供施設への転換を図るため、合併により、旧4町で整備された公共施設の計画的な再配置を進めていくとともに、施設で実施されている管理運営の効率化をめざし、また、低効率な公共施設についても、より有効な活用形態について検討します。</p> | △    | →   | →   | →   | →   | <p>・合併前の旧町の施設の再編・統合を図ることで、管理運営の効率化や新市の一体感を醸成し、地域の特性を生かしたまちづくりが効果的に実施できます。</p>          | <p>市が保有している財産調査を実施し平成18年度に電子データ化を行うとともに、公共施設の再配置等の検討を行うため、平成21年度から2か年かけて「米原市市有財産調査業務」に着手しました。調査では158か所の公共施設の把握と公共施設別カルテの作成を行い、平成22年度中に検討結果を取りまとめ、これに基づく方向性を決める予定です。</p>                                 | 数値目標なし  | cE | 5        | 管財課    |
| 2  | 時代にマッチした類似施設の統廃合と利用目的の転用 | <p><b>●学校給食センターの統合</b><br/>老朽化した施設の機能更新を図るため、山東学校給食センターと伊吹学校給食センターを統合します。</p>   | △    | ○   | →   | →   | ◎   | <p>・市全域での調理の方法・配食区域を見直すことにより、効率的な管理運営をめざします。<br/>・統合により、管理運営面の効率化、人員配置の効率化につながります。</p> | <p>平成18年度に策定した「学校給食運営基本計画」に基づき、老朽化が著しい山東・伊吹給食センターを統廃合し、新たに東部給食センターを建設しました。一方、米原給食センターについても改修を行い西部給食センターに改め、市内すべての学校給食を2つのセンターから配食できるようにしました。その結果、施設運営の効率化や安全性の確保など管理の集約が図れ、更に食育の拠点として活用できるようになりました。</p> | <p>■給食センター施設数<br/>H18現状値:3施設<br/>H21目標値:2施設<br/>H21現状値:2施設</p>  | aA | 1        | 教育総務課  |
| 3  |                          | <p><b>●し尿処理中継槽の統廃合</b><br/>効率的・経済的な維持管理を図るため、し尿処理中継槽の統廃合について検討し、必要最小限にしています。</p>  | △    | ○   | →   | →   | →   | <p>・効率的で経済的な維持管理が図れます。</p>   | <p>平成21年度中に磯中継槽を取壊し、平成22年度末までにすべての中継槽を廃止することで、湖北広域行政事務センターと合意しました。</p>  | <p>■し尿処理中継槽施設数<br/>H18現状値:5施設<br/>H21目標値:4施設<br/>H21現状値:4施設</p> | aA | 1        | 環境保全課  |
| 4  |                          | <p><b>●障がい者福祉サービス基盤整備への活用</b><br/>障がい者の自立を支援し、在宅福祉支援の施設サービスの基盤を充実を図るため、遊休財産を活用した施設整備を図ります。</p>  | △    | ○   | ◎   | →   | →   | <p>・公有財産を有効活用しながら、障がい者福祉サービスの基盤整備し、安心して暮らせる地域社会をめざします。</p>                             | <p>旧西幼稚園跡地（山東西小学校隣）を活用し、平成19年度に障がい福祉サービス事業所「ライフまいばら」を開設することができました。なお、本年度に市内での施設整備の協議を1件行っているところであり、引続き行政目的を終えた遊休施設等を調査し、障がい福祉サービスが提供できる場所の確保に努めます。</p>  | <p>■障がい福祉サービス施設への活用状況<br/>H19現状値:1施設<br/>H21現状値:1施設</p>         | bD | 2        | 社会福祉課  |
| 5  | 遊休・低利用施設の活用方法            | <p><b>●放課後児童クラブへの転用</b><br/>地域の实情に合わせた児童の健全育成を図るため、学校の空き教室の活用も含めた既存施設の有効活用により事業の充実を図ります。</p>  | △    | ○   | ◎   | →   | →   | <p>・公有財産の有効活用と、子どもの安全確保および児童の健全育成が図れます。</p>  | <p>放課後児童クラブの開設場所に当たっては、学校の空き教室や既存施設の有効活用を図ることにより、子どもたちの放課後の安全で安心な居場所として利用しました。なお、転用により不必要な投資を避け、併せて公有財産の維持を図ることができました。</p>  | <p>■放課後児童クラブの既存施設活用箇所数<br/>H18現状値:4箇所<br/>H19現状値:5箇所</p>        | aB | 2        | こども元気局 |
| 6  |                          | <p><b>●活用方法の検討</b><br/>遊休・低利用施設の有効活用を図るため、各種施設の利用実態を把握し、防災備蓄倉庫や市民団体等の公益的活動拠点への転換などを検討します。</p>   | △    | →   | ○   | →   | →   | <p>・公有財産の有効活用を図ります。</p>  | <p>遊休・低利用施設の有効活用を図るための事前準備として、平成18年度から市が保有している財産調査を実施するとともに、平成19年度に公有財産管理システムの構築を行い、不要な財産等は適宜処分を行いました。また、既存施設の抜本的な見直しを図るため、平成21年度から2か年かけて「米原市市有財産調査業務」を着手し、平成22年度中に検討結果を取りまとめ、これに基づく方向性を決める予定です。</p>    | 数値目標なし  | cE | 5        | 管財課    |

## ◆◆実施計画進行管理表◆◆

## 3 事務事業の整理・合理化

## (1) 事務事業の整理・合理化

■限られた財源の有効活用と市民ニーズへの対応

(△:調査・検討・協議、○:方針決定、◎:実施、→:継続実施)

| No | 取組区分        | 事務事業の概要  | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果   | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値   | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課            |
|----|-------------|--|------|-----|-----|-----|-----|---|--|---|----|----------|----------------|
|    |             |  | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |   |  |   |    |          |                |
| 1  | 全事務事業の整理・統合 | <b>●全事務・事業の見直し</b><br>効果的な経費の投入を図るため、市が行っている全事務事業の整理・統合を実施します。また、行政評価システムの構築に併せて、事業の見直しを継続的に実施します。                         | △    | ○   | →   | →   | →   | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民ニーズに対応した財源の有効活用をめざします。</li> <li>整理統合によって生まれた財源を、新たな事業に活用できます。</li> </ul> | No.2～No.30の個別取組事項29項目に取り組みました。行政評価システムの構築については、平成20年度事業から事務事業評価のモデル実施に取り組みました。   | 数値目標なし  | —  | —        | 政策秘書課          |
| 2  | 個別取組事項      | <b>●ISO14001の適用範囲拡大とその推進</b><br>全職員の環境意識の高揚と環境への負荷を低減する行動を実践するため、ISO14001の適用範囲を拡大し、推進を図ります。                                | ○    | ◎   |     |     |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>適用範囲を全庁的に拡大することにより、さらなる環境意識とコスト意識の高揚が図れます。</li> </ul>                      | 合併以前、旧山東町が取り組んできたISO14001を全庁舎に拡大し、職員らの環境意識やコスト意識も向上してきました。今後は、今まで培ってきたISOのノウハウを活かし、米原市役所の実態に合った市独自の環境マネジメントシステムを平成22年度中に構築し、市役所全体の環境意識の更なる向上を図る予定です。                                   | <b>■ISO14001の適合庁舎数</b><br>H18目標値:4庁舎<br>H18現状値:4庁舎  | aA | 1        | 環境保全課          |
| 3  |             | <b>●公共交通システムの最適化</b><br>路線バスの利用状況、収支状況を調査・把握し、米原市内公共交通の最適化を一体的に行います。   | △    | →   | ○   | ◎   | →   | <ul style="list-style-type: none"> <li>効率的な移動手段の確保と、財政負担の軽減を図ります。</li> </ul>                                      | 平成16年度から2か年かけて市内公共交通の利用者動向調査を実施し、路線別の短期、中・長期別対応策についての方針を定めました。これに基づき、路線バスの多和田線、カモンバス、藤川線を廃止、乗合タクシーについては「まいちゃん号」のエリア拡大と「カモン号」を新規導入し、財政負担の軽減を図りました。これにより、方針に基づく市内公共交通の再編については、すべて完了しました。 | <b>■市内公共交通1人1乗車あたりの赤字額</b><br>H18現状値:505円<br>H19現状値:519円<br>H20現状値:630円<br>H21目標値:450円<br>H21現状値:580円 | aD | 2        | 市民安全課          |
| 4  |             | <b>●「青年と女性の集い」と「男女共同参画集会」の共同開催</b><br>効率化と効果的な事業に再編するため、「青年と女性の集い」と「男女共同参画集会」を共同で開催します。                                    | △    | ◎   | →   | →   | →   | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の効率化が図れます。</li> </ul>  | これまで個別に開催していた「青年と女性の集い」と「男女共同参画集会」を、平成18年度から「男女共同参画フォーラム」として、共同による開催としました。これにより、開催に当たっての内容等の協議・検討、実践モデル自治会への取組事例発表や基調講演、市内女性グループの活動紹介などを盛込んで、毎年継続的に開催しました。                             | <b>■共同開催の参加者数</b><br>H18現状値:126人<br>H19現状値:409人<br>H20現状値:105人<br>H21現状値:293人                         | aC | 2        | 人権政策課<br>生涯学習課 |
| 5  |             | <b>●市税等口座振替事務の見直し</b><br>事務の効率化を図るため、期別の口座振込振替通知を年間一括通知に変更します。   | △    | ◎   |     |     |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>事務の簡素化・効率化と経費の節減が図れます。</li> </ul>  | 期別ごととしていた口座振込振替通知を、平成18年度から年間一括通知に変更しました。その結果、事務の簡素化・効率化につながり、経費節減が図れました。  | 数値目標なし  | aA | 1        | 税務課            |
| 6  |             | <b>●前納報奨金制度の廃止</b><br>金融機関等の窓口での納税および口座振替による納税などが普及し、自主納税の意識が高まってきたことや、この制度が適用される納税者に受益の不公平が生じていることから、前納報奨金を平成21年度から廃止します。 | △    | ○   | →   | →   | ◎   | <ul style="list-style-type: none"> <li>負担の公平化と、財政の健全化につながります。</li> </ul>  | 前納報奨金制度の利用者等に対して、平成20年度までに徹底した周知を行った上で平成21年度から完全廃止し、受益の不公平を是正しました。   | <b>■前納報奨金件数(固定資産税・市民税合計)</b><br>H18現状値:11,018件<br>H19現状値:11,324件<br>H20現状値:11,523件                    | aA | 1        | 税務課            |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

■限られた財源の有効活用と市民ニーズへの対応

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分  | 事務事業の概要  | 計画年度 |     |     |     |  | 目標・効果   | 第1次大綱での成果   | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課    |
|----|---|--|------|-----|-----|-----|--|---|---|-----------|----|----------|--------|
|    |   |  | H17  | H18 | H19 | H20 | H21  |   |   |           |    |          |        |
| 7  | 個別取組事項  | <p><b>●市単独老人福祉医療助成制度の廃止</b><br/>助成制度の公平性を図るため、旧米原町地区の65～69歳老人に対する医療費助成を18年7月末で廃止します。</p> | △    | ○   | ◎   |     |  | ・助成制度の公平性を図ります。   | 米原地域のみで実施していた市単独老人福祉医療助成制度については、合併後すぐに廃止するための周知や対象者に対しては個別通知を行い、平成18年度で廃止しました。  | 数値目標なし    | aA | 1        | 保険課    |
| 8  |   | <p><b>●交通災害共済事務の見直し</b><br/>個人情報の保護や、加入手続き事務の簡素化などの観点から、口座振込手続きに変更します。</p>               | ○    | ◎   |     |     |  | ・公金の適正な管理と、事務の簡素化および個人情報の保護に努めます。   | 交通災害共済への加入については、平成17年度から原則口座振込とし、各窓口での加入手続き事務の簡素化や公金の適正管理に努めました。  | 数値目標なし    | aA | 1        | 市民安全課  |
| 9  |   | <p><b>●消防車両等の計画的配備</b><br/>市消防団のポンプ車、積載車、可搬式ポンプ等の計画的な配備を行います。</p>                        | △    | ○   | ◎   | →   | →  | ・車両等の効果的な配備、更新等を行い、健全な財政運営につなげます。   | ポンプ車・小型動力ポンプ等の更新については、合併前に旧町ごとにまちまちであった基準を見直し、平成18年度に新たな更新基準を定めました。これに基づき、配備されてから20年経過を目安に計画的なポンプ車等の更新を実施しました。  | 数値目標なし    | aC | 2        | 市民安全課  |
| 10 |   | <p><b>●保育のあり方について検討</b><br/>保育園、幼稚園の運営や幼保一元化等の就学前保育・教育の構想について協議していきます。</p>               | ◎    | →   | →   | →   | →  | ・少子化、家庭環境の激変、家庭の教育力の低下等に伴い、保育のあり方について協議し、その改善、充実に努めます。  | 合併後すぐに「保育の在り方検討委員会」を設置し、幼保一元化の推進と就学前保育の改善・充実に図るための協議・検討を開始しました。その中で、平成19年度には「いぶき認定こども園」を開園し、全学的な幼保一元化による保育の推進を行うとともに、平成20年度には内部組織の「幼保一元化推進本部」を立ち上げ、取組を進めて2か年が経過した幼保一元化の再検討および認定こども園制度の検証を行い、その結果を踏まえて平成21年度末に「幼保一元化推進プラン」を策定しました。 | 数値目標なし    | aC | 6        | こども元氣局 |
| 11 |   | <p><b>●幼稚園・保育園の一元化</b><br/>就学前保育・教育の改善充実に図るため、保育内容の一元化や、子育て支援機能の充実に努めます。</p>             |      | ○   | ◎   | →   | →  | ・就学前の子どもの育ちを一貫して支える保育を実施し、すこやかで、たくましいまいばらっ子の育成を支援します。   | 今後の少子化に対応するために、市立幼稚園・学校の適正規模や通園・通学区域等の将来構想について、諮問機関である「米原市立幼稚園および小・中学校の在り方に関する検討委員会」において検討がされ、平成21年度末に最終報告を受けました。この報告において、今後の米原市立の園・学校の統合等についての短期、中・長期的な方向性が示されており、今後は報告書と整合した施設整備を行っていきます。                                       | 数値目標なし    | aC | 6        | こども元氣局 |
| 12 | <p><b>●認定こども園制度の検証と幼保一元化の再検討</b><br/>いぶき認定こども園の園運営等についての検証をはじめ、幼保一元化推進の取り組みの再検討を行います。</p> |  |      |     |     |     | ・幼稚園と保育園の機能の良さを活かし、地域のニーズ・保護者のニーズに対応した就学前の保育・教育の改善充実に努めます。 | 平成19年度に「いぶき認定こども園」が開園し3年が経過したことから、3年間の成果と課題を明らかにするため、幼保一元化の再検討および認定こども園制度の検証を行いました。その結果、一定の成果があったものと判断され、広報等を通じて広く市民に公表するとともに、その結果を踏まえて、今後の就学前の保育・教育の方針や具体的な推進目標を示す「幼保一元化推進プラン」を平成21年度末に策定しました。 | 数値目標なし  | aB        | 6  | こども元氣局   |        |
| 13 | <p><b>●無料バス乗車券交付事業の見直し</b><br/>伊吹地域のみで実施している70歳以上高齢者および障がい者へのバス無料乗車券の交付事業を見直します。</p>      | △  | ○    | ◎   |     |     | ・特定地域のみ実施している不公平感の是正を図ります。                                 | 伊吹地域のみで実施していたバス無料乗車券交付事業については、不公平感を是正するため制度を廃止し、平成19年度から交通事業者と連携することによって既存定期券などへの一部助成を市内全域で開始し、サービスの向上を図りました。   | 数値目標なし  | aA        | 1  | 社会福祉課    |        |



◆◆実施計画進行管理表◆◆

■限られた財源の有効活用と市民ニーズへの対応

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分  | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |   | 目標・効果   | 第1次大綱での成果   | 目標値または現状値   | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課    |
|----|---|---|------|-----|-----|-----|---|---|---|---|----|----------|--------|
|    |   |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21   |   |   |   |    |          |        |
| 14 | 個別取組事項  | <b>●生活保護費の口座振込支給</b><br>生活保護費の支給方法において、窓口支給から口座振込支給に切り替えます。   | △    | ○   | ◎   |     |   | ・公金の適正な管理と、事務の簡素化が図れます。   | 平成17年度から生活保護費を口座振込支給に切替えたことにより、公金の適正な管理と事務の簡素化を図ることができました。  | 数値目標なし  | aA | 1        | 社会福祉課  |
| 15 |   | <b>●在宅介護支援センター運営事業の再編</b><br>介護保険法の改正により予防重視型の制度に転換されることから、高齢者の相談窓口として機能を果たしている在宅介護支援センターを総合相談・支援、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを実施するため、地域包括支援センターとして再編します。 | △    | ○   | ◎   |     |   | ・高齢者社会に対応した新たなサービス提供体制を構築します。   | 従来、公的部門が担ってきた在宅介護支援センター運営事業については、山東庁舎に「地域包括支援センター」として再編・設置し、総合相談・支援などの充実に努めました。   | 数値目標なし  | aA | 1        | 福祉支援局  |
| 16 |   | <b>●介護激励金の支給制度の廃止</b><br>介護保険サービスの充実に伴い、現金給付から現物給付へ移行するため、介護激励金の廃止について検討します。併せて介護者交流事業の充実を図ります。   | △    | ○   | ◎   |     |   | ・介護サービスの充実を図ることにより、介護者の負担の軽減を図ります。  | 介護激励金支給制度については、在宅による介護サービスが一定普及・定着してきたことから、事業の役割は一定の成果を得られたと判断し、事前周知（お知らせ通知）を行いサービス利用者の十分な理解を得た上で、平成18年4月から制度廃止を行う一方で、家族介護者交流事業の支援充実を図りました。   | 数値目標なし  | aA | 1        | 高齢福祉課  |
| 17 |   | <b>●休日急患診療所の廃止</b><br>長浜市と共同で実施し、利用者が減ってきている休日急患診療所を閉鎖し、長浜赤十字病院および市立長浜病院での後医療確保に努めます。   |      | △   | ○   | ◎   |   | ・財政負担の軽減が図れます。  | 休日における一次救急診療については、長浜赤十字病院および市立長浜病院の受入同意が得られたことと併せ、費用対効果の観点から財政負担を軽減するため、湖北広域行政事務センターが運営する休日急患診療所を、平成18年度末に廃止しました。しかしながら、その後の受入患者の急増等により二次救急医療業務へ支障を来すこととなったため、平成22年4月から新たに「長浜米原休日急患診療所」を開設することになりました。 | 数値目標なし  | aA | 1        | 健康づくり課 |
| 18 |   | <b>●乳幼児健診事業の再編</b><br>4ヵ月児、10ヵ月児、1歳6ヵ月児、2歳6ヵ月児、3歳6ヵ月児健診事業の月齢に見合った、健診内容の充実、健診精度の向上を図るため、4会場での実施体制から1会場での実施体制に再編します。                                    | △    | ○   | ◎   |     |   | ・サービスの効率化を図れるとともに、4センターの育児相談事業の充実が図れます。<br>・経費節減にもつながります。   | 従来4会場で実施していた乳幼児健診を、乳児健診については「げんきステーション」で、幼児健診については「山東健康福祉センター」へ再編し、更に育児相談については「伊吹、近江保健センター」へ集約することにより、サービスの充実に努めました。なお、複数のセンターを住所に関係なく利用する方も増えてきており、サービスの集約が定着しつつあるものと思われます。                          | ■乳幼児健診受診率<br>H18現状値：88.9%<br>H19現状値：90.8%<br>H21現状値：93.0% | aB | 1        | 健康づくり課 |
| 19 | <b>●予防接種事業の見直し</b><br>ポリオについては、実施会場を4会場から2会場。BCG接種については、4ヵ月児健診と同時実施し、市民の利便性および事業の効率化に向けた見直しを図ります。 | △   | ○    | ◎   |     |     | ・充実したサービス提供が図れると同時に、健診事業が同時に受けられ、市民の利便性を図ります。 | ポリオの予防接種については、事業の効率化のため平成18年度から「山東健康福祉センター」と「げんきステーション」の2会場に集約しました。その結果、平成17～18年度は60%～70%代の接種率であったものが、平成21年度は84%と、年々上昇傾向となっています。また、BCG接種率についても同様で、平成21年度は97%と高率でした。 | ■乳幼児、児童の予防接種率<br>H18現状値：61.0%<br>H19現状値：74.4%<br>H21現状値：90.5%   | aA  | 1  | 健康づくり課   |        |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

■限られた財源の有効活用と市民ニーズへの対応

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分  | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |                         | 目標・効果   | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値                                       | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課                       |
|----|---|---|------|-----|-----|-----|-------------------------|---|--|---|----|----------|---------------------------|
|    |   |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21                     |   |  |   |    |          |                           |
| 20 | 個別取組事項  | <p><b>●おきがるドックの健診事業への統合</b><br/>他の諸制度との事業整理を行いながら、住民健診の内容を見直す中で、おきがるドックを健診事業へ統合します。</p>                               | △    | ○   |     |     |                         | <p>・事業を廃止する一方で、住民健診内容の効率的見直しを図ることで、より効果的な健診内容の提供が図れます。</p>                            | <p>旧山東町で実施していた「おきがるドック」を廃止し、平成18年度から基本健診とがん検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診が1回で受けられる総合健診体制を再整備しました。なお、平成20年度には医療制度改正で基本健診が特定健診となり、保険者が実施主体となったため、健診会場や日程の見直しを行いました。</p>  | 数値目標なし  | aA | 1        | 健康づくり課                    |
| 21 |   | <p><b>●育児支援事業の連携強化</b><br/>こども家庭課、健康づくり課、教育委員会、社協が実施している育児支援の教室、サロンなどの事業を整理調整し、事業の目的、各課の役割を明確にするとともに、支援の連携を密にします。</p> | △    | ○   | →   | →   | →                       | <p>・同種同様の事業を整理することにより、事業の効率化が図れます。</p>  | <p>平成17年度に「子育て支援担当者会議」を設置し、それぞれが展開する事業の調整を図ることで、より役割が明確化することができました。また、「子育て応援ガイド」の発行により、それぞれの事業の共有化が図れ、市民への情報提供を行いました。</p>  | 数値目標なし  | aB | 2        | こども元気局<br>健康づくり課<br>教育委員会 |
| 22 |   | <p><b>●地域病害虫防除協議会事務の合理化</b><br/>現在の4地域の病害虫防除協議会を地域の実情に応じて2地域の防除協議会に移行するとともに事務局を民間に移管し合理化を図ります。</p>                    |      | △   | ○   | ◎   | →                       | <p>・事務の合理化が図れます。</p>  | <p>従来、地域ごとに設置していた地域病害虫防除協議会を、平成20年4月から一つの防除協議会へ再編しました。また、事務局の民間移管については、引き続き調整を行います。</p>  | <p>■市内の協議会数<br/>H18現状値：4協議会<br/>H19現状値：1協議会</p> | aA | 1        | 農林振興課                     |
| 23 |   | <p><b>●松くい虫被害対策自主事業計画および地区計画の作成</b><br/>松くい虫処理区域（必要区域）を見直し、効率的な事業実施に努めます。</p>   | △    | ○   | ◎   |     |                         | <p>・区域の重点化（縮小）を図り、効率化を図ります。</p>   | <p>市内全域の松枯れ状況調査を実施し、平成18年度に松くい虫被害対策自主事業計画を策定しました。これに定めた対策対象松林（202ha）内で、伐倒駆除や樹種転換など計画どおり、効率的な事業が実施できました。</p>  | 数値目標なし  | aB | 2        | 農林振興課                     |
| 24 |   | <p><b>●道路網整備計画の作成</b><br/>道路網整備計画を作成し中長期的な計画を作成し、事業の効率化を高めます。</p>   |      | △   | ○   | ◎   |                         | <p>・効率的な事業推進が図れます。</p>  | <p>「総合計画」や「都市計画マスタープラン」の趣旨を踏まえた上で、平成20年度末に「道路網整備計画」を策定しました。この中で道路整備の優先順位を定める評価基準定め、事業箇所重点化を図るとともに、将来のまちづくりに必要で、誰もが安心・安全に暮らせる道づくりを目指して、道路整備を実施します。</p>  | 数値目標なし  | aC | 1        | 建設課                       |
| 25 |   | <p><b>●幼稚園および小・中学校のあり方検討</b><br/>園・学校の適正規模、通園・通学区域等の幼稚園および小・中学校のあり方を検討し、将来構想についても協議していきます。</p>                        | ◎    | →   | →   | →   | →                       | <p>・市立幼稚園および小・中学校のあり方について協議し、その改善、充実を図ります。</p>  | <p>今後の少子化に対応するために、市立幼稚園・学校の適正規模や通園・通学区域等の将来構想について、諮問機関である「米原市立幼稚園および小・中学校の在り方に関する検討委員会」において検討がされ、平成21年度末に最終報告を受けました。この報告において、今後の米原市立の園・学校の統合等についての短期、中・長期的な方向性が示されており、今後は報告書と整合した施設整備を行っていきます。</p> | 数値目標なし  | aC | 5        | 学校教育課                     |
| 26 | <p><b>●入学支援金交付制度の廃止</b><br/>市が実施している高等学校等への経済的修学困難者に対する入学支援金交付制度について、滋賀県や独立行政法人が実施している同様の制度と重複する部分があることから、当該制度を廃止します。</p> |   | △    | ○   | ◎   |     | <p>・他制度との整合性が図られます。</p> | <p>入学支援金交付制度の廃止については、市広報（H19.7.1号）を活用して平成19年度から制度終了のお知らせを行うとともに、保護者等への周知徹底を図りました。</p> | 数値目標なし   | aA  | 1  | 教育総務課    |                           |

## ◆◆実施計画進行管理表◆◆

■限られた財源の有効活用と市民ニーズへの対応

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分   | 事務事業の概要  | 計画年度   |        |     |     |     | 目標・効果  | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課    |
|----|--------|--|--------|--------|-----|-----|-----|--|--|-----------|----|----------|--------|
|    |        |  | H17    | H18    | H19 | H20 | H21 |  |  |           |    |          |        |
| 27 | 個別取組事項 | ● <b>青少年パトロール事業の共同実施</b><br>青少年育成市民会議と少年センターの青少年パトロールを共同実施し、効率化と効果的な事業に再編します。                                    | △<br>○ | ◎      |     |     |     | ・事業の効率化を図りながら、青少年の健全育成に努めます。                 | 青少年育成市民会議と少年センターが実施する巡回パトロールと、行政が下校時に実施する青色パトロールについては、共に青少年の非行防止や健全育成を目的としていることから、平成18年度から連携を図りながら共同実施を行いました。                              | 数値目標なし    | aC | 2        | こども元気局 |
| 28 |        | ● <b>ふるさとを歌うみんなのうたコンクール事業の整理統合</b><br>「ふるさとを歌うみんなのうたコンクール」と「米原市芸術展覧会」の事業を統合し、特色ある効果的な事業に再編します。                   | △<br>○ | ◎      |     |     |     | ・再編により、効果的な市民の文化意識の高揚を図ります。                  | 平成18年度から「ふるさとを歌うみんなのうたコンクール」と「米原市芸術展覧会」の2事業を統合し、「米原市芸術展覧会」の冠のもと、芸術部門だけでなく音楽部門を有するほか、例を見ない特色ある事業へ再編しました。出品数も序々にではあるが増加しており、市民に事業が浸透してきました。  | 数値目標なし    | aB | 1        | 生涯学習課  |
| 29 |        | ● <b>市内文化ホール事業の整理・統合</b><br>市内各文化ホール(市民交流プラザ、葉草の里)事業の同種同様の事業を整理します。  | △<br>○ | ◎      |     |     |     | ・事業整理することにより、2つの文化ホールを有効に活用していきます。           | まず、平成17年度に市内文化ホールの役割の方針決定を行いました。その結果、市民交流プラザは、本格的な音楽ホールを有している一方、葉草の里文化センターについては、指定管理者制度を活用した管理が可能な施設として整理を行い、お互いの持つ特徴を活かし効果的に運営することに努めました。 | 数値目標なし    | aC | 2        | 生涯学習課  |
| 30 |        | ● <b>市民交流プラザ「ほたるの湯」の一般開放の休止</b><br>市民交流プラザのデイサービスと併用している入浴施設「ほたるの湯」の一般開放を、類似機能を有する公共施設があることや、当施設の利用数の減等により休止します。 |        | △<br>○ | ◎   |     |     | ・市内公共施設の類似する機能の整理が図られます。<br>・財政負担の軽減につながります。 | 平成19年5月から市民交流プラザの入浴施設「ほたるの湯」の一般開放を休止しました。このことにより、維持管理および運営経費が節減できました。  | 数値目標なし    | aA | 1        | 生涯学習課  |

## (2) 補助金の見直し

■限られた財源の有効活用と市民ニーズへの対応

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分    | 事務事業の概要   | 計画年度 |        |     |     |     | 目標・効果   | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課 |
|----|---------|---|------|--------|-----|-----|-----|---|--|-----------|----|----------|-----|
|    |         |   | H17  | H18    | H19 | H20 | H21 |   |  |           |    |          |     |
| 1  | 補助金の見直し | ● <b>補助金見直しの方向性</b><br>客観性と公平性を確保するために、目的や効果に照らした補助金等交付対象事業・制度の見直しを行います。なお、見直しにあたっては、既得権や前例にとらわれず、継続・新規事業による補助金交付についても、すべて終期を設定し、終期到来時に再度見直しを行っていきます。 | △    | ○<br>◎ | →   | →   | →   | ・既存の補助金の廃止・縮減による一般財源を他の事業に充てるなど、限られた財源を有効に活用するように努め、市民サービスの向上を図ります。 | 既存の補助金等の見直しや新たな交付基準などを定める「米原市補助金制度に関する指針」を平成18年度に策定し、公表しました。なお、これに基づき毎年補助金の見直しに取り組んでいます。 | 数値目標なし    | aC | 1        | 財政課 |
| 2  |         | ● <b>新基準による見直し実行</b><br>新基準に基づく補助金の見直しを実施します。   |      | ◎      | →   | →   |     |   | 「米原市補助金制度に関する指針」に基づき、平成18年度から毎年見直しに取り組むとともに、市単独補助金については重点的に見直しを図りました。                    | 数値目標なし    | aC | 5        | 財政課 |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

■限られた財源の有効活用と市民ニーズへの対応

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分    | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果   | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課 |
|----|---------|---|------|-----|-----|-----|-----|---|--|-----------|----|----------|-----|
|    |         |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |   |  |           |    |          |     |
| 3  |         | <p><b>●補助金の交付状況の調査</b><br/>現状の各種補助金の交付状況を把握するため、各課の全補助金を対象に一覧表を作成します。</p>             | ◎    | →   | →   | →   | →   | <p>・既存の補助金の廃止・縮減による一般財源を他の事業に充てるなど、限られた財源を有効に活用するように努め、市民サービスの向上を図ります。</p>  | <p>平成18年度から20年度までの補助金見直し結果を公表するとともに、市単独補助金の主なものについては、平成18年度から「みんなにわかる みんなのま いばら予算」に掲載し、公表しています。</p>  | 数値目標なし    | aC | 5        | 財政課 |
| 4  | 補助金の見直し | <p><b>●交付に関する見直し基準の策定</b><br/>交付に関する基本事項、個別事項などの内容を列挙した見直し基準や推進についてのガイドラインを作成します。</p> | △    | ○   |     |     |     | <p>・既存の補助金の廃止・縮減による一般財源を他の事業に充てるなど、限られた財源を有効に活用するように努め、市民サービスの向上を図ります。<br/>・平成21年度予算では、平成17年度予算の市単独補助金総額の10%削減を目指します。</p> | <p>補助金等の交付に際しては、原則既得権や前例に捉われず、公益性の確保などの多角的な観点から見直しを推進するため、平成18年8月に「米原市補助金制度に関する指針」を定め、運用を図っています。特に市単独補助金については、補助金見直し作業時や予算編成要求内容の聞き取りをとおして、平成17年度総額比10%削減に努めました。</p> | 数値目標なし    | aC | 1        | 財政課 |

## ◆◆実施計画進行管理表◆◆

## ●市民との協働によるまちづくりの推進

## 1 市民の参画と協働の推進

## (1) 市民の参画機会の拡充

## ■市民の声を市政に反映

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分             | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |        | 目標・効果  | 第1次大綱での成果   | 目標値または現状値  | 評価 | 次期計画への反映     | 担当課               |
|----|------------------|---|------|-----|-----|-----|--------|--|---|--|----|--------------|-------------------|
|    |                  |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21    |  |   |  |    |              |                   |
| 1  | 市民公募委員制度の推進      | <b>●市民公募委員制度の推進</b><br>市政への市民参加を推進するため、市民公募枠を拡大し、市民自らがまちづくりに参画できる仕組みを構築します。                                 | ○    | ◎   | →   | →   | →      | 平成18年10月に「米原市審議会等の委員の選任基準に関する規程」を制定し、特別なものは除き原則公募委員の位置付けを定めたほか、委員の任期、兼職数、男女構成比の基準を設けました。 | <b>■審議会等の公募枠設置率</b><br>H18現状値:36.7%<br>H19現状値:47.5%<br>H20現状値:50.9%<br>H21目標値:39.2%<br>H21現状値:51.0%                                   | aB   | 1  | 全部門<br>(総務課) |                   |
|    |                  | <b>●審議会委員等の構成基準の策定</b><br>幅広い市民の参画を得るため、審議会委員等の選出方法、男女の比率、公募枠、兼職の限度など、選任にあたっての基準を定めます。                      | ○    | ◎   |     |     |        | ・市民の参画意識が高まり、市民主体のまちづくりの実現につながります。<br>・市政の主人公は市民であることが実感でき、いきいきとした市民生活をおくることができます。       | <b>■審議会等のうち女性委員が3割以上の審議会等の比率</b><br>H18現状値:53.3%<br>H19現状値:54.2%<br>H20現状値:57.1%<br>H21目標値:58.4%<br>H21現状値:58.9%                      | aB   | 1  | 総務課          |                   |
| 3  | 市民参画による計画策定・政策立案 | <b>●市民フォーラムやワークショップの活用</b><br>市民の多様な参画機会を設けるため、大規模事業などの計画の策定にあたっては、市民フォーラムや検討組織等を立ち上げ、市民の意見を取り入れた計画策定を行います。 | △    | ◎   | →   | →   | →      | 総合計画などの重要な計画策定や”水源の里まいばら”などの施策推進で、審議会や検討委員会等に市民参画いただくほか、多くの市民の方の意見を反映するためフォーラムを開催しました。   | 数値目標なし  | aC   | 2  | 全部門          |                   |
| 4  | 対話による絆づくり        | <b>●「(仮称)出前トーク市長と語る」の開催</b><br>市長が市内各地域に直接出向き、対話を重ねる中で市民と行政との絆づくりを進めます。                                     |      |     |     |     | △<br>◎ | ・心の通う市政運営が図れます。  | 市長が自ら地域に出向き、市民のみなさんとひざを突き合わせて語り合うことにより、肩に力を入れず、自由な意見交換の場として開催することができました。また、地域が抱えている課題や問題を共有するとともに、行政でできることと地域でできることを再確認する場として活用しています。 | <b>■トーク開催回数</b><br>H18現状値:—<br>H19現状値:6回<br>H20現状値:8回<br>H21現状値:21回<br>H21-「出前トーク市長と語る」に変更 | aC | 5            | 市民自治センター<br>政策秘書課 |
| 5  | 情報の共有            | <b>●市長とまちかどトークの開催</b><br>広聴機能のひとつとして、市長と市民との対話や情報交換を密にした「市長とまちかどトーク」を開催し、市民の声を政策・施策の充実へと繋げます。               | △    | ◎   | →   |     |        | ・市民の行政への参画が推進され、情報共有が図れます。   | 市長と市民の情報共有を図る広聴事業の一環として、平成19年度から「市長とまちかどトーク」を開催してまいりましたが、平成20年度末で廃止し、次年度からは市長と市民との対話による絆づくりを目的に、「出前トーク市民と語る」に改めました。                   |  | aB | 5            | 政策秘書課             |

## ◆◆実施計画進行管理表◆◆

## ■市民の声を市政に反映

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分  | 事務事業の概要  | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果                      | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課   |
|----|-------|--|------|-----|-----|-----|-----|----------------------------|--|-----------|----|----------|-------|
|    |       |  | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |                            |  |           |    |          |       |
| 6  | 情報の共有 | <b>●市政モニター制度の導入</b><br>市民から広く市政への意見、提案などがいただける市政モニター制度を導入し、市民の市政への参画を推進します。        |      | △   | ◎   | →   |     | ・市民の行政への参画が推進され、情報共有が図れます。 | 平成19年11月から「市政モニター制度」を導入しましたが、政策ごとに担当課が意見聴取を実施しているケースが多く、モニター制度の効果的な展開には至らなかったため、平成21年で制度を廃止するとともに、より広い範囲から市民意見を聴取する手段として「市長への手紙」へ制度変更し、運用開始しました。 | 数値目標なし    | cD | 6        | 政策秘書課 |
| 7  |       | <b>●市民意識調査の実施</b><br>行政の提供するサービスの市民に与える影響や効果などを把握するための市民意識調査を実施し、今後の市政運営に反映していきます。 |      |     | △   | ◎   | →   |                            |  |           |    |          |       |

## (2) 市民との協働の推進

## ■協働によるまちづくりの推進

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分           | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果                      | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値  | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課   |   |   |        |    |       |          |
|----|----------------|---|------|-----|-----|-----|-----|----------------------------|--|--|----|----------|-------|---|---|--------|----|-------|----------|
|    |                |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |                            |  |  |    |          |       |   |   |        |    |       |          |
| 1  | 協働推進のための仕組みづくり | <b>●自治基本条例推進委員会の設置・運営</b><br>自治推進のための実効性を担保とする推進委員会を設置し、条例に基づく制度化や事業のあり方等についての検証を行います。        |      | △   | ◎   | →   | →   | ・市民との協働のまちづくりの実現が図れます。     | 平成19年度から「自治基本条例推進委員会」を設置し、条例に基づく制度化や事業の在り方について検討いただき、平成20年10月20日に市長あてに提言をいただきました。なお、提言を受け庁内に検討チームを設置し、提言の具現化に向けて検討し、推進委員会に報告しながら条例の進行管理を行いました。 | 数値目標なし   | aD | 2        | 政策秘書課 |   |   |        |    |       |          |
| 2  |                | <b>●地域創造支援組織の創設</b><br>市民と行政の協働による個性ある地域の創造と地域の課題解決に向けた新たな地域振興の仕組みや組織づくりを検討していきます。            |      |     |     | △   | ◎   |                            |  |  |    |          |       | →   | これまでの行政主導の補助事業とは異なり、その制度設計から市民組織で行い、事業の募集から審査、事業の検証まで実施するなど、市民が中心となった「地域創造支援会議」を平成20年度からスタートさせました。その上で、地域の特色を活かしたまちづくり活動に対し支援を行い、まちづくり団体としての活動として自立につなげる支援を行いました。 | 数値目標なし | aC | 5     | 市民自治センター |
| 3  |                | <b>●自治基本条例の制定</b><br>市民主体のまちづくりを推進し、自らまちづくりに参画する仕組みを構築するため、自治基本条例の制定を目指します。                   | △    | ◎   |     |     |     |                            |  |  |    |          |       | 平成18年6月に「自治基本条例」を制定し、平成18年9月1日から条例を施行しました。条例制定に当たっては、「新・米原市まちづくり基本条例をつくる会」で議論を重ねていただき、市民と共につくりあげた条例となっています。 | 数値目標なし  | aC     | 1  | 政策秘書課 |          |
| 4  | 協働による事業推進      | <b>●市民編集員の設置</b><br>市民の視点や知識、発想に立った広報づくりを行うため、広報誌取材等に協力いただく編集員・カメラマン・イラストレーターを市民ボランティアで設置します。 | △    | ◎   | →   | →   | →   | ・市民感覚あふれる親しみやすい広報づくりができます。 | 平成17年度から「市民編集員」を設置し、募集を行いました。月2回の広報発行サイクルの中で、市民編集員に記事の編集に携わっていただくことは難しかったものの、表紙写真については写真サポーターの協力を得て、地域活動の躍動感や季節感を市民目線で伝えることができました。             | <b>■市民編集員による広報掲載状況</b><br>H18現状値：—<br>H19現状値：4回<br>H20現状値：3回<br>H21現状値：10回 | bd | 4        | 政策秘書課 |   |   |        |    |       |          |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

■協働によるまちづくりの推進

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分      | 事務事業の概要   | 計画年度   |     |     |     |     | 目標・効果   | 第1次大綱での成果   | 目標値または現状値  | 評価   | 次期計画への反映 | 担当課    |       |
|----|-----------|---|--|-----|-----|-----|-----|---|---|--|--|----------|--------|-------|
|    |           |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |   |   |  |  |          |        |       |
| 5  | 協働による事業推進 | <p><b>●コミュニティ交通システムの検討</b><br/>地域の实情に応じた生活交通手段を確保するため、地域住民、交通事業者、行政が協働・連携し、バス交通にとられない、地域住民主導による新たな生活交通システムを検討します。</p> | △  | →   | ○   | ◎   | →   | <p>・地域の人々の相互利用や相互交流が実現でき、コミュニティビジネスへの発展につながります。</p>                           | <p>平成16年度から2か年かけて市内公共交通の利用者動向調査を実施し、路線別の短期、中・長期別対応策についての方針を定めました。この方針に基づく見直しを実施するため地域住民とのワークショップなどを重ねた結果、路線バスから乗合タクシー「まいちゃん号」、「カモン号」へと変更しました。このことで、運行エリア内ではきめ細かいサービスの提供が可能となりました。なお、コミュニティビジネスへの展開については、制度上の問題等から導入を見送りました。</p> | 数値目標なし   | aE   | 6        | 市民安全課  |       |
| 6  |           | <p><b>●防犯パトロール隊の設置</b><br/>安全で安心な地域社会の実現のため、「地域の子どもは地域の手で」の合言葉のもと、市民主体のパトロール隊を設置します。</p>                              | ◎  |     |     |     |     | <p>・顔の見える関係のもとで、子どもの安全が守られます。</p>   | <p>合併前に近江地域に加え、平成17年度に「山東・伊吹防犯パトロール隊」を設置し、子どもたちの見守り活動を実施しました。これにより、今まで以上に子どもの安全が守られました。</p>   | 数値目標なし   | aA   | 1        | 市民安全課  |       |
| 7  |           | <p><b>●自主防災組織の組織化</b><br/>災害発生における被害軽減に大きな役割を担う、自主防災組織の育成および組織化の促進を図ります。</p>  | △  | ○   | ◎   | →   | →   | <p>・全自治会における組織化を目指します。</p>  | <p>区長会での説明や防災講演会、出前講座などの啓発活動を積極的に実施することにより、5年間で104自治会のうち95自治会において自主防災組織を組織化することができました。</p>  | <p>■自主防災組織数<br/>H18現状値：74自治会<br/>H19現状値：77自治会<br/>H20現状値：88自治会<br/>H21目標値：82自治会<br/>H21現状値：95自治会</p> | aB   | 2        | 市民安全課  |       |
| 8  |           | <p><b>●都市公園維持管理要領の作成</b><br/>遊具等の施設管理方法を明確にするため、地元との協働による都市公園の管理について、適正な役割分担を定めます。</p>                                | △  | →   | ○   | ◎   |     | <p>・市民との協働により、愛着のある都市公園の維持につながります。</p>  | <p>指定管理者制度を活用した公園管理を目指し、平成18年度に「都市公園維持管理要領（仕様書）」を作成しました。これにより、次年度から市民との協働による都市公園の維持管理へと変更しました。</p>  | 数値目標なし   | aB   | 1        | 都市計画課  |       |
| 9  |           | <p><b>●市民連携型の子育て支援制度の構築</b><br/>放課後児童の安心で安全な居場所づくりと留守家庭児童に対する児童クラブを、専門の指導員と地域のボランティア団体等の市民サポーターとの協働により一体的に実施します。</p>  |  | △   | ○   | ◎   | →   | <p>・地域力による子育て支援を推進することで、協働のまちづくりの実現につながります。<br/>・子育てと仕事を両立する家族を地域力で応援します。</p> | <p>それぞれの目的を持った「放課後児童クラブ」と「放課後キッズ」を連携させ、地域にあった手法で3地域に創設することにより、子ども、親、地域の役割分担の中で、安全で安心な居場所を形成することができました。なお、今後は未開設地域において、積極的な取組を進めます。</p>  | <p>■放課後児童クラブ実施箇所数<br/>H18現状値：8箇所<br/>H19現状値：10箇所<br/>H20現状値：11箇所<br/>H21目標値：11箇所<br/>H21現状値：9箇所</p>  | bD   | 2        | こども元気局 |       |
| 10 |           | <p><b>●団塊の世代の人材活用</b><br/>退職された団塊の世代の方々の経験や知識、技術的なノウハウを社会に貢献していただけるよう協働により施策展開を図ります。</p>                              |  | △   | ○   | ◎   | →   | <p>・市民との協働のまちづくりの実現につながります。</p>   | <p>平成19年度に団塊世代1,900人に対し、セカンドライフに関する意識調査を実施し、支援メニューの整理・体系化を行い、e-ガイドブックを市公式WEBサイトに掲載しました。また、平成21年度には「一寸同志」や「夢職の会」という2つのたまり場を設置しました。</p>   | 数値目標なし   | bD   | 5        | 政策秘書課  |       |
| 11 |           | 人づくり・団体育成   | <p><b>●NPO市民のつどい・NPO入門講座の実施</b><br/>市民団体の活動を促進するため、市民団体ネットワークづくりのためのつどいやNPO入門講座を実施します。</p> | △   | ○   | ◎   | →   | →   | <p>・市民団体等の新たなネットワークが形成され、創造的な活動がひろがります。</p>   | <p>市民活動等を支援するため、講座やフォーラムを毎年開催しました。また、市民活動団体のプロフィール等をまとめた冊子を編集し、活動の入口紹介を行いました。</p>                    | <p>■NPO市民のつどい参加者数<br/>H18現状値：63人<br/>H19現状値：160人<br/>H20現状値：100人<br/>H21目標値：160人<br/>H21現状値：150人</p> | bD       | 5      | 政策秘書課 |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

■協働によるまちづくりの推進

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分      | 事務事業の概要  | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果  | 第1次大綱での成果   | 目標値または現状値  | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課   |
|----|-----------|--|------|-----|-----|-----|-----|--|---|--|----|----------|-------|
|    |           |  | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |  |   |  |    |          |       |
| 12 | 人づくり・団体育成 | <p>●<b>農地保全団体の育成</b><br/>遊休農地で地域特産品の生産から販売までを担える市民団体を育成します。</p>  |      | △   | ○   | ◎   | →   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特徴を活かした特産品の振興が図れます。</li> <li>・雇用の確保と農地荒廃対策につながります。</li> </ul> | <p>まず、平成18年度に「特産品ネットワーク」を設立し、地域特産品の生産から販売までを担える団体育成を図るとともに、平成21年度は市内3地区（上板並、弥高、新庄）の耕作放棄地（遊休農地）において、営農組合や直売所などが事業主体となり、農地の復旧から特産品の生産・販売に至るまでの活動に取り組みしました。</p>                                      | 数値目標なし   | bD | 2        | 農林振興課 |
| 13 |           | <p>●<b>生涯学習出前講座の充実</b><br/>まちの仕組みや行政の仕事を理解していただくため、地域に向いてわかりやすく説明します。</p>                                | ◎    | →   | →   | →   | →   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の説明責任と、情報提供の充実、人づくり・団体育成に努めます。</li> </ul>                      | <p>行政職員による講座メニューの拡充を図ったほか、市民講師（＝まなびサポーター） 版出前講座「まなびサポーター制度」の運用を開始し、メニューにおける分野の充実を図るとともに、“知の循環型生涯学習環境”の実現を目指しました。</p>  | <p>■生涯学習出前講座実施回数<br/>H18現状値:115回<br/>H19現状値:106回<br/>H20現状値:147回<br/>H21目標値:130回<br/>H21現状値:182回</p> | aC | 5        | 生涯学習課 |
| 15 |           | <p>●<b>まちづくり市民大学「ルッチ大学」の開設</b><br/>まちづくりについて、市民が仲間意識で学び、自らが考え、話し合い、力強く行動・実践ができる人材育成を図るため、市民大学を開講します。</p> | ◎    | →   | →   | →   | →   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の主体的なまちづくりへの参画を促し、市民との協働のまちづくりが推進できます。</li> </ul>              | <p>まちづくり市民大学（ルッチ大学）を開講し、3期生と4期生の計50人の卒業生を輩出しました。講義では、身近な存在でもある卒業生による先輩講座なども開講し、地域におけるまちづくりの機運を醸成するとともに、地域づくりのリーダー育成につながりました。なお、平成21年10月開講の第5期生では新たに32人が入学し、ルッチ大学院においても第4期卒業生50人のうち36人が進学しました。</p> | <p>■ルッチ大学卒業生数(累計)<br/>H18現状値:58人<br/>H19現状値:86人<br/>H20現状値:86人<br/>H21現状値:108人</p>                   | aC | 5        | 生涯学習課 |

(3) パブリックコメント制度の導入

■市民の政策等づくりへの参画

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分        | 事務事業の概要  | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果   | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値  | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課   |
|----|-------------|--|------|-----|-----|-----|-----|---|--|--|----|----------|-------|
|    |             |  | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |   |  |  |    |          |       |
| 1  | パブリックコメント制度 | <p>●<b>パブリックコメント制度の導入</b><br/>市の基本的な政策に対して市民の意見を反映させるため、その手続きを定めた『米原市パブリックコメント制度』を導入します。</p> |      | △   | ○   | ◎   |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の基本的な政策等に対して市民が意見を述べる機会を保障するとともに、政策等の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、協働によるまちづくりが実践できます。</li> </ul> | <p>平成18年1月に「米原市パブリックコメント制度(政策等の案に対する市民意見の提出手続制度)に関する要綱」を制定しました。この要綱で、特別なものは除き市民生活に影響がある等の重要な条例制定や計画策定等については、市民が意見を述べる機会を保障し、政策等の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図る制度が整いました。</p> | 数値目標なし   | aA | 1        | 政策秘書課 |
| 2  |             | <p>●<b>パブリックコメント制度の活用</b><br/>パブリックコメント制度を市政運営のための標準ツールとして位置づけるため、実効性ある制度の運用を推進します。</p>      | ◎    | →   | →   | →   | →   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の基本的な政策等に対して市民が意見を述べる機会を保障するとともに、政策等の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、協働によるまちづくりが実践できます。</li> </ul> | <p>平成17年度に「パブリックコメント制度実施要綱」を制定し、平成17年度で3件、平成18年度以降で27件の市民意見募集を行いました。<br/>平成17年度から平成19年度にかけては、市の合併に伴い新たに策定する計画や条例があったため件数について比較的多い実績となりました。</p>                         | <p>■パブリックコメント実施状況<br/>H18現状値:8件<br/>H19現状値:11件<br/>H20現状値:6件<br/>H21現状値:2件</p> | aC | 2        | 全部門   |



## ◆◆実施計画進行管理表◆◆

## 2 公正で透明性の高い行政運営の推進

## (1) 情報公開および個人情報保護制度の充実

## ■行政の透明性の向上

(△:調査・検討・協議、○:方針決定、◎:実施、→:継続実施)

| No | 取組区分      | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果  | 第1次大綱での成果   | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課   |
|----|-----------|---|------|-----|-----|-----|-----|--|---|-----------|----|----------|-------|
|    |           |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |  |   |           |    |          |       |
| 1  | 情報公開の充実   | <b>●文書管理システムの確立</b><br>情報公開への対応を図るため、文書ファイリングシステムにより、適切な文書管理を確立します。                         | ○    |     |     |     |     | ・文書管理事務の効率化と情報公開請求への迅速な対応が図れます。                              | 合併前の旧町公文書や毎年増加する公文書の適正な管理を行うため、平成17年度に新たな文書管理システムを導入し、業者委託による管理を行うことにより、システムの定着化を図りました。   | 数値目標なし    | aB | 1        | 総務課   |
| 2  |           | <b>●市政情報プラザの設置</b><br>市民と行政の情報共有に必要な各種行政情報を積極的に提供（公開）するため、『米原市政情報プラザ』を市役所各庁舎および市立図書館に設置します。 | △    |     |     |     |     | ・誰でも自由に、各種行政情報を閲覧することができます。<br>・積極的な情報の公開により、行政の透明性の向上を図ります。 | 平成17年度に「市政情報プラザ」を各庁舎等に設置し、資料の整理を適時行い市民が行政情報を閲覧できる環境の整備に努めました。   | 数値目標なし    | aA | 1        | 政策秘書課 |
| 3  | 個人情報の適正管理 | <b>●個人情報保護条例の見直し</b><br>個人情報について、より適正な管理を図るため、個人情報保護条例を見直します。                               | ○    |     |     |     |     | ・市役所が保有する個人情報について、権利や利益を保護することができます。                         | 「米原市電子計算組織に係る個人情報保護条例」では、市役所が保有する全ての個人情報保護に対応できないため、指定管理者等の個人情報の開示請求権にも対応した新たな条例として、平成17年度末に「米原市個人情報保護条例」を制定しました。                     | 数値目標なし    | aA | 1        | 総務課   |
| 4  |           | <b>●職員研修の実施</b><br>個人情報保護条例の適切な運用を行うため、職員研修を実施します。  |      | ◎   | →   | →   | →   |  | 平成17年度末に制定した「米原市個人情報保護条例」の適切な運用を行うため、毎年度、新規採用職員に対して研修を実施するとともに、全職員対象に「個人情報保護に関する研修」と「情報公開に関する研修」を隔年実施しました。なお、全職員研修について毎年度実施はできませんでした。 | 数値目標なし    | bD | 5        | 総務課   |

## (2) 市民への情報提供の充実

## ■積極的な情報提供

(△:調査・検討・協議、○:方針決定、◎:実施、→:継続実施)

| No | 取組区分              | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果   | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課          |
|----|-------------------|---|------|-----|-----|-----|-----|---|--|-----------|----|----------|--------------|
|    |                   |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |   |  |           |    |          |              |
| 1  | みんなにわかる政策広報づくりの推進 | <b>●政策広報づくりの充実</b><br>政策・施策のねらいを市民にわかりやすく伝えるため、広報の充実・強化を図ります。                               | △    |     |     |     |     | ・積極的な情報提供により、早い段階から市政の動きを知ることができ、市民と行政の対話が生まれ、双方向型まちづくりにつながります。 | 広報誌においては、平成21年度から紙面構成の刷新により1日号・15日号とも「市政情報誌」として取扱い、市政情報を遅滞なく、よりわかりやすく市民に伝えることができました。また、行政放送や市公式WEBサイトでは、その媒体の特性を活かした表現方法で情報を発信したほか、メール自動配信システムを導入するなど新たな媒体の確保も行いました。 | 数値目標なし    | aD | 5        | 政策秘書課        |
| 2  |                   | <b>●『みんなにわかる みんなのまいばら予算』の発行</b><br>市民から預かった税金の使い道をわかりやすく伝えるため、『みんなにわかるみんなのまいばら予算』を編集・発行します。 | △    |     |     |     |     |   | 予算や事業内容について、わかりやすい表現に努め、市民サービスの内容や米原市の統計情報、財政クイズなどを盛り込んだ市民向けの予算説明書として平成17年度から発行を開始しました。また、冊子発行に当たっては広告事業への取組も行い、自主財源の確保に努めています。                                      | 数値目標なし    | aC | 2        | 政策秘書課<br>財政課 |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

■積極的な情報提供

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分            | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果  | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値   | 評価     | 次期計画への反映 | 担当課   |     |
|----|-----------------|---|------|-----|-----|-----|-----|--|--|---|--------|----------|-------|-----|
|    |                 |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |  |  |   |        |          |       |     |
| 3  | 『市政情報プラザ』の設置・運用 | <p>●市政情報プラザの設置(再編)</p> <p>市民と行政の情報共有に必要な各種行政情報を積極的に提供(公開)するため、『米原市政情報プラザ』を市役所各庁舎および市立図書館に設置します。</p> | △    | ○   |     |     |     | <p>・積極的な情報提供により、早い段階から市政の動きを知ることができ、市民と行政の対話が生まれ、双方向型まちづくりにつながります。</p> | 平成17年度に「市政情報プラザ」を各庁舎等に設置し、資料の整理を適時行い市民が行政情報を閲覧できる環境の整備に努めました。          | 数値目標なし  | aA     | 1        | 政策秘書課 |     |
| 4  | 各種新たな情報提供       | <p>●公共工事経費(コスト)の表示</p> <p>市政運営の透明性の向上を図るため、市民に身近な公共工事現場での工事看板を利用して、請負金額やその財源を表示します。</p>             |      |     | △   | ○   | →   | →  | <p>・積極的な情報提供により、早い段階から市政の動きを知ることができ、市民と行政の対話が生まれ、双方向型まちづくりにつながります。</p> | 平成19年度から工事所管課と連携し、工事周知看板へ工事経費を表示しました。これにより、市政運営の透明性の向上に努めました。 | 数値目標なし | aC       | 2     | 管財課 |

(3) 監査機能の充実強化

■市民への信頼性の向上

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分      | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果 | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値  | 評価     | 次期計画への反映 | 担当課 |         |
|----|-----------|---|------|-----|-----|-----|-----|-------|--|--|--------|----------|-----|---------|
|    |           |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |       |  |  |        |          |     |         |
| 1  | 外郭団体の監督強化 | <p>●外郭団体の計画的な実地監査</p> <p>公正で透明性の高い行政運営を推進するため、市が財政的援助をしている団体の出納等について、中長期的な計画により実地監査を実施します。また、所管課における監督機能の強化を図ります。</p> |      | △   | ○   | →   | →   | →     | <p>・公正で透明性の高い行政運営を目指し、市民への信頼性が高まります。</p>   | <p>毎年度当初策定の監査実施計画に基づき、補助団体や指定管理者およびそれら対象となる団体の所管課に対し実地監査を実施しました。その内容を報告書にまとめ公表することで、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理を適正かつ効率的に行うことがいかに重要であるかを再認識していただくことに努めました。</p> | 数値目標なし | aC       | 2   | 監査委員事務局 |
| 2  | 外部監査制度の検討 | <p>●外部監査制度の検討</p> <p>監査機能の専門性と独立性の一層の充実を図り、外部監査制度の導入について検討を進めます。</p>  |      | △   | →   | →   | →   |       | <p>外部監査制度の導入については、県下において中核市(包括外部監査が必須)である大津市のほか、個別外部監査制度の条例制定を行っている団体は湖南市のみ(近江八幡市は現在失効中)ですが、本市の監査委員は市が財政援助する団体や指定管理者など幅広い団体に対しての監査を行っています。そのため、導入について検討しましたが、現在のところ制度導入は時期早尚と判断しました。</p> | 数値目標なし   | aC     | 5        | 総務課 |         |

(4) 審議会等の見直し

■委員構成の適正化

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分           | 事務事業の概要  | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果 | 第1次大綱での成果                     | 目標値または現状値   | 評価   | 次期計画への反映 | 担当課 |     |
|----|----------------|--|------|-----|-----|-----|-----|-------|-------------------------------|---|--|----------|-----|-----|
|    |                |  | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |       |                               |   |  |          |     |     |
| 1  | 審議会等の委員選任基準の制定 | <p>●審議会委員等の構成基準の策定(再編)</p> <p>幅広い市民の参画を得るため、審議会委員等の選出方法、男女の比率、公募枠、兼職の限度など、選任にあたっての基準を定めます。</p> |      | ○   | ◎   |     |     |       | <p>・多様な市民の意見が市政運営に反映されます。</p> | <p>平成18年10月に「米原市審議会委員等の委員の選任基準等に関する規程」を制定し、審議会等委員の公募や女性委員の参画推進に取り組みました。これにより、様々な分野でより多くの方から意見を聞く機会が持てるようになりました。</p> | <p>■審議会等のうち女性委員が3割以上の審議会等の比率</p> <p>H18現状値:53.3%</p> <p>H19現状値:54.2%</p> <p>H20現状値:57.1%</p> <p>H21目標値:58.4%</p> <p>H21現状値:58.9%</p> | aB       | 1   | 総務課 |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

3 行政と民間の役割分担の明確化

(1) 行政と民間の役割分担の明確化

■民営化と民間委託等の推進

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分     | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果   | 第1次大綱での成果   | 目標値または現状値  | 評価  | 次期計画への反映 | 担当課 |
|----|----------|---|------|-----|-----|-----|-----|---|---|--|---|----------|-----|
|    |          |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |   |   |  |   |          |     |
| 1  | 民間委託等の推進 | ●アウトソーシング指針の策定<br>公共サービスのアウトソーシングを進めるための指針を策定します。   |      | △   | →   | →   | ○◎  | ・行政サービスの向上が図れます。<br>・職員人件費の削減が図れます。   | 庁内で検討を行い指針案の策定を行いました。アウトソーシングすべき事業選定の手段についての協議が整わず、指針は未策定となりました。これにより、「アウトソーシング推進計画」についても未策定となりました。               | 数値目標なし   | cE  | 3        | 総務課 |
| 2  |          | ●(仮称)アウトソーシング推進計画の策定<br>公共サービスのアウトソーシングを進めるための具体的な推進計画を策定します。                             |      |     |     | △   | ○◎  |   |   | ・市政情報の分別化を図り、民間委託による市政情報誌発刊に向けた布石とします。<br>・デザインのもつ力を活用し、訴求力の強い情報伝達が図れます。 | 平成20年度までは1日号を「市政情報誌」、15日号を「おしらせ号」として区分して発行する中で、15日号製作のレイアウトなど一連の作業を受託業者に任せるなどし、業務の簡素化にもつながりました。ただし、平成21年度からは1日号・15日号とも「市政情報誌」として扱うことに変更し、あらかじめレイアウトなどの指示を出す割合が多くなってきたため、行革の視点でのデザイン編集委託の実施効果は薄れてきました。 | 数値目標なし   | cE  |
| 3  |          | ●広報デザイン編集の民間委託<br>広報まいばらお知らせ号(15日版)のデザイン編集の民間委託を実施します。                                    |      | △   | ◎   | →   | →   | ・定型業務を民間委託することにより、市民サービスの低下を招かない定員削減や、新たな市民サービスへの人員配置ができます。                                     | 平成18年度からレセプト点検業務を民間委託することにより、適正な診療報酬の支給と事務のスリム化を図ることができました。   |  |   | 数値目標なし   | cE  |
| 4  |          | ●生活保護診療報酬レセプト点検の民間委託<br>生活保護の適正な診療報酬支給と、事務のスリム化を図るため、レセプト点検の民間委託を実施します。                   |      | △   | ◎   | →   | →   |   |   | ・ひとり暮らし高齢者等への質の高い福祉サービスが提供できます。  | 平成18年度から受信システムの運用管理を民間委託することにより、24時間専門スタッフによる高齢者等の急病および事故等の緊急事態への対処が可能となり、日常生活における不安の解消が図れました。  | 数値目標なし   | aA  |
| 5  |          | ●緊急通報システムの運用の民間委託<br>消防署と行政で運用管理しているひとり暮らし高齢者等の緊急時に対応する受信システムの運用管理を、定期的な安否確認も含めて民間へ委託します。 |      | △   | ◎   | →   | →   | ・市民サービスの低下を招かないよう、民間のサービスへ移行します。<br>・適正な人員配置、定員管理にもつながります。<br>・行政と民間(自治会・団体等含む)との役割分担の明確化が図れます。 | 当初から地域水田農業協議会事務について、民間(JA)への移行協議を行いました。合意に至らず、JAが事務に係る経費負担(臨時職員の雇用)を行うこととなりました。なお、平成22年度以降の事務局移管に向けては、引続き協議を行います。 |  |   | 数値目標なし   | aA  |
| 6  |          | ●地域水田農業協議会事務の民間への移行<br>地域水田農業協議会事務について、本来の目的を整理し、行政主導から行政支援に移行し、JA等民間主導へと転換を図ります。         |      | △   | →   | ○   | →   |   |   | 民間の歯科診療サービスの充実に伴い、平成18年度に廃止しました。   | 民間の歯科診療サービスの充実に伴い、平成18年度に廃止しました。  | 数値目標なし   | bD  |
| 7  |          | ●柏原歯科診療所および大原歯科診療所の廃止<br>民間の歯科診療サービスの充実に伴い、柏原歯科診療所と大原歯科診療所を廃止します。                         |      | △   | ◎   |     |     | 数値目標なし  | aA  |  |   | 1        | 保険課 |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

■民営化と民間委託等の推進

(△:調査・検討・協議、○:方針決定、◎:実施、→:継続実施)

| No | 取組区分     | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果   | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値   | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課    |
|----|----------|---|------|-----|-----|-----|-----|---|--|---|----|----------|--------|
|    |          |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |   |  |   |    |          |        |
| 8  | 民間活力への移行 | <b>●訪問看護ステーションの廃止</b><br>地域における民間医療・介護サービスの環境変化のため、直営の訪問看護ステーションをあり方を見直し、民間への役割分担を進めます。 | △    | ○   |     |     |     | ・市民サービスの低下を招かないよう、民間のサービスへ移行します。<br>・適正な人員配置、定員管理にもつながります。<br>・行政と民間（自治会・団体等含む）との役割分担の明確化が図れます。 | 直営の訪問看護ステーションは、民間介護サービスの充実により、当初の役割を終えたものと判断し、平成17年度末で廃止しました。また、業務については地域包括ケアセンターいぶき等に引継ぎ、利用者へのフォローを行いました。 | 数値目標なし  | aA | 1        | 高齢福祉課  |
| 9  |          | <b>●老人憩いの家の地元移管</b><br>地域に密着し、地域住民に専ら使用され、今後、行政の活用必要性が低い施設については地元へ譲渡していきます。             | △    | ○   | ◎   |     |     |   | 老人憩いの家については、より地域に根ざした有効かつ適切な運営が図れるよう、対象5施設が所在する地域自治会と協議・調整し、平成18年度に譲渡処分を行いました。                             | ■老人憩いの家地元移管数(全5施設)<br>H18目標値:5施設<br>H18現状値:5施設              | aA | 1        | 高齢福祉課  |
| 10 |          | <b>●児童遊園の地元移管</b><br>地域に密着し、地域住民が専ら使用され、今後、行政においても活用の可能性が低い施設については地元へ譲渡していきます。          | △    | ○   | ◎   |     |     |   | 平成17年度から児童遊園の実態調査を実施し、平成19年5月末までに児童遊園全34施設を、地元自治会に移管しました。また、その後の遊具管理については、地元が行っています。                       | ■児童公園地元移管数(全34施設)<br>H18現状値:—<br>H19目標値:34施設<br>H19現状値:34施設 | aA | 1        | こども元気局 |

(2) 施設の管理運営等への民間活力の導入

| No | 取組区分                    | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果 | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値  | 評価  | 次期計画への反映 | 担当課 |     |
|----|-------------------------|---|------|-----|-----|-----|-----|-------|--|--|---|----------|-----|-----|
|    |                         |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |       |  |  |   |          |     |     |
| 1  | 指定管理者制度の導入および公共施設の管理の検討 | <b>●指定管理者制度の活用</b><br>公の施設において、民間事業者の管理運営等のノウハウを活用した住民サービスの更なる向上を図るため、指定管理者制度を導入します。また、制度導入後は成果等を検証し、改善を図ります。 | △    | ○   | ◎   | →   | →   | →     | ・公の施設における適正な市民サービスが提供されているのかを確認し、サービス水準の向上に努めます。新たな雇用や地域経済の活性化が期待できます。 | 平成17年度に「公の施設管理検討委員会」を設置し、導入施設の検討を行ってまいりました。その結果、平成19年度から指定管理者制度を活用し、市民サービスの向上、新たな地域経済の活性化に努めました。また、指定管理者制度の検証をする中で、平成21年度に更新時期を迎えた柏原宿歴史館は直営に戻しました。 | ■指定管理者導入施設数<br>H18現状値:42施設<br>H19現状値:68施設<br>H20現状値:68施設<br>H21現状値:72施設 | aB       | 2   | 管財課 |

(3) 外郭団体の健全化

■外郭団体・関係団体等の合理化

(△:調査・検討・協議、○:方針決定、◎:実施、→:継続実施)

| No | 取組区分           | 事務事業の概要  | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果   | 第1次大綱での成果   | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課 |
|----|----------------|--|------|-----|-----|-----|-----|---|---|-----------|----|----------|-----|
|    |                |  | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |   |   |           |    |          |     |
| 1  | 外郭団体・関係団体等の合理化 | <b>●外郭団体見直し基準の策定</b><br>見直しの考え方や市が取り組むべき事項などの内容を列挙した見直し基準や推進についてのガイドラインを作成します。             | △    | ○   | ◎   |     |     | ・健全かつ自立的な団体運営が可能となるよう支援し、今後の社会経済情勢の変化を踏まえ、適正な体制とともに、団体のあり方について検証します。<br>・業務拡大にあたり、組織体制の整備、業務処理工程の見直しなどによる運営経費削減等について必要な指導監督を行い、効率的な運営や経営を支援します。<br>・団体の自主性、自立性の向上が図られ、事業運営の効率化や、財政支援においても、負担の軽減が期待できます。 | 外郭団体支援担当課との協議調整を行い、平成18年7月に外郭団体の見直しについてのガイドラインを策定しました。  | 数値目標なし    | aB | 1        | 財政課 |
| 2  |                | <b>●外郭団体・関係団体の見直し</b><br>財政の健全化、自立化を図るため、外郭団体・関係団体等について、役割の類似性や運営体制の効率性の視点から指導・調整や支援に努めます。 | △    | ○   | ◎   | →   | →   |   | 外郭団体見直しのガイドラインに沿い、各団体に対し実施計画の策定を求め、取り組む事項の点検と見直しを進めました。 | 数値目標なし    | aC | 2        | 財政課 |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

■外郭団体・関係団体等の合理化

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分           | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果   | 第1次大綱での成果   | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課   |
|----|----------------|---|------|-----|-----|-----|-----|---|---|-----------|----|----------|-------|
|    |                |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |   |   |           |    |          |       |
| 3  | 外郭団体・関係団体等の合理化 | <p><b>●その他の任意団体の見直し</b><br/>補助金の見直しに運動し、団体の活性化や事業の再編・再構築を検証します。</p> | △    | ○   | ◎   | →   | →   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健全かつ自立的な団体運営が可能となるよう支援し、今後の社会経済情勢の変化を踏まえ、適正な体制とともに、団体のあり方について検証します。</li> <li>・業務拡大にあたり、組織体制の整備、業務処理工程の見直しなどによる運営経費削減等について必要な指導監督を行い、効率的な運営や経営を支援します。</li> <li>・団体の自主性、自立性の向上が図られ、事業運営の効率化や、財政支援においても、負担の軽減が期待できます。</li> </ul> | 外郭団体見直しのガイドラインに沿い、各団体に対し実施計画の策定を求め、取り組む事項の点検と見直しを進めました。 | 数値目標なし    | aC | 5        | 団体所管課 |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

●持続可能な行政経営システムの確立

1 健全な財政運営の確保

(1) 中長期的な視点に立った財政運営

■計画的なまちづくり

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分               | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果                                    | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値  | 評価     | 次期計画への反映 | 担当課 |
|----|--------------------|---|------|-----|-----|-----|-----|--|--|--|--------|----------|-----|
|    |                    |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |  |  |  |        |          |     |
| 1  | 新たな時代にふさわしい行政運営の推進 | <b>●短期財政見通しの作成</b><br>計画的な財政運営を行うため、向こう3ヶ年までの財政見通しを一定の条件をもって作成し、公表します。        | ◎    | →   | →   | →   | →   | ・計画にもとづいた財政運営の健全化によって、中長期的なまちづくりが進められます。 | 平成18年度から短期財政計画を策定し、さらに次年度からは総合計画実施計画をもとに主要投資事業の動向と経費の把握に努め、予算編成方針と同時に短期財政の見通しとして公表しています。なお、平成20年度以降は短期、中長期の財政の見通しとして作成し、予算編成時期に合わせて公表しました。 | ■経常収支比率<br>H18現状値：91.8%<br>H19現状値：90.4%<br>H20現状値：87.4%<br>H21目標値：93.4%<br>以下                          | aC     | 5        | 財政課 |
| 2  |                    | <b>●中長期財政計画の策定</b><br>持続可能な行政経営を確立するため、市総合計画の策定に合わせ、今後10年度を対象期間にした財政計画を策定します。 |      | △   | ◎   | →   | →   |  | 平成19年度から中長期財政計画を策定し、推計の前提条件を検討した上で歳入歳出の各項目を試算しています。特に、公債費などの試算は決算統計資料を活用するほか、投資事業については今後10年間の投資事業費の把握に努め作成し、予算編成方針と同時に財政の見通しとして公表しました。     | ■実質公債費比率<br>H18現状値：14.8%<br>H19現状値：15.0%<br>H20現状値：15.5%<br>H21目標値：18.3%<br>以下                         | aC     | 2        | 財政課 |
| 3  |                    | <b>●新公会計制度の導入</b><br>発生主義に基づいた資産や負債、正味資産の状態を把握できる財務情報を整備し、公表します。              |      |     | △   | ◎   | ◎   |  | ・どれだけの資産の蓄積があり、どれだけの負担を将来に先送りしているかなど、単年度収支では表すことができない自治体の財政状況が明らかになります。  | 総務省が示す「総務省方式改訂モデル」を用いて、すべての会計を一つのグループとみなした「連結財務書類4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）」に整理し、作成・公表を行いました。 | 数値目標なし | aA       | 1   |

(2) 経費の節減・合理化

■効率的な行政経営

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分 | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果                            | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値  | 評価     | 次期計画への反映 | 担当課      |       |
|----|------|---|------|-----|-----|-----|-----|----------------------------------|--|--|--------|----------|----------|-------|
|    |      |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |                                  |  |  |        |          |          |       |
| 1  | 経費節減 | <b>●全事務・事業の経費節減</b><br>経費の効率的な執行を図るため、市が行っている全事務事業の創意工夫に努めます。                         | △    | ◎   | →   | →   | →   | ・経費節減による財源を有効活用し、新たな行政需要に対応できます。 | 外部委託業務の見直しや施設の維持管理費の適正化などを目的として、以下No.2「事務改善提案制度の導入」からNo.9「市民交流プラザの休館日の設定」の8項目に取り組みました。 | 数値目標なし   | aC     | 5        | 全部門      |       |
| 2  |      | <b>●事務改善提案制度の導入</b><br>職員の意識改革と組織風土の見直しを図り、業務の効率化や事務経費の削減に取り組むため、事務改善にかかる職員提案制度を設けます。 |      |     |     | △   | ◎   | →                                | ・職員の知識や創意工夫により、新たな行革の取り組みが期待できます。  | 平成20年度に事務改善提案制度を創設し、職員からの提案募集を実施しました。平成20年度は88件の提案で、採用は35件、平成21年度は64件の提案で、採用は24件でした。 | 数値目標なし | aD       | 6        | 政策秘書課 |
| 3  |      | <b>●庁舎清掃業務の見直し</b><br>業者委託している清掃業務の対象範囲、回数を最小限に抑制し、職員の自主的な清掃業務範囲を拡大します。               |      | △   | ◎   | →   | →   | ・見直しにより、経費節減が図れます。               | 清掃範囲や回数の見直しに加え、4庁舎がそれぞれ行っていた発注業務を平成20年度から米原庁舎と近江庁舎が合同で行ったことにより、年間で約200万円の経費削減につながりました。 | 数値目標なし   | aB     | 2        | 市民自治センター |       |
| 4  |      | <b>●事務機器等リース契約の見直し</b><br>庁舎の事務機器のリース契約等を見直し、最少の経費に抑制します。                             |      | △   | ◎   | →   | →   | ・見直しにより、経費節減が図れます。               | リース契約の内容やリース期間等の調整等により、5年間累積で約2千万円の経費節減となりました。   | 数値目標なし   | aB     | 2        | 市民自治センター |       |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

■効率的な行政経営

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分 | 事務事業の概要  | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果                                | 第1次大綱での成果   | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課      |
|----|------|--|------|-----|-----|-----|-----|--------------------------------------|---|-----------|----|----------|----------|
|    |      |  | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |                                      |   |           |    |          |          |
| 5  | 経費節減 | <b>●各種申請用紙作成の見直し</b><br>業者発注している各種窓口申請用紙を直営印刷化し、最少の経費に抑制します。               |      | △   | ○   | →   | →   | ・見直しにより、経費節減が図れます。                   | 平成19年度から窓口などで使用する各種申請書、申出書等を直営印刷することで、経費の節減に努めました。  | 数値目標なし    | aB | 2        | 市民自治センター |
| 6  |      | <b>●旅費日当支給適用範囲の縮小</b><br>出張にかかる交通費と合わせて支給されている日当について縮減していくよう見直します。         | △    | ○   | ◎   |     |     | ・見直しにより、経費節減が図れます。                   | 平成17年度に条例改正を行い、平成18年度から県内の旅行に対する日当(1日につき1,700円支給)および路程100キロメートル未満の旅行の場合における日当を支給しないこととし、経費の縮減を図りました。  | 数値目標なし    | aA | 1        | 総務課      |
| 7  |      | <b>●天狗の丘管理業務の見直し</b><br>天狗の丘(公園施設)の管理業務委託を見直します。                           | △    | ○   | ◎   |     |     | ・管理業務の効率化を図ることにより経費節減が図れます。          | 天狗の丘や駐車場の管理について、平成18年度から委託業務内容の見直しを行い、駐車場門扉の開閉等管理は、隣接するグリーンパーク山東との相乗利活用を見込み、管理者である「奥伊吹観光(株)」へ委託しました。また、公園内の軽微な清掃やトイレの管理については、市内高齢者の就業機会確保の観点からシルバー人材センターへ委託することにより、大幅な委託料の削減が図れました。 | 数値目標なし    | aA | 1        | 教育総務課    |
| 8  |      | <b>●B&amp;G海洋センタープール開館期間の短縮</b><br>市民の利用状況を考慮し、B&G海洋センターのプール開館期間を短縮します。    | △    | ○   | ◎   |     |     | ・市民の利用実態に応じて期間を短縮することにより、経費節減が図れます。  | プールの開館期間は、毎年6月上旬から9月上旬を期間としていたが、6月期は梅雨時期で外気温も低く水温が上がらず、子どもたちの利用も少ない状況のため、平成18年度から開館日を遅らせたことにより、プール監視員賃金や光熱水費など約880千円の経費節減となりました。  | 数値目標なし    | aC | 6        | 生涯学習課    |
| 9  |      | <b>●市民交流プラザの休館日の設定</b><br>市民の利用状況を考慮し、市民交流プラザの休館日(毎週月曜日)を設定し、維持管理経費を節減します。 | △    | ○   | ◎   |     |     | ・市民の利用実態に応じて休館日を設定することにより、経費節減が図れます。 | 施設の利用状況調査を行った上で、平成18年度から市民交流プラザの休館日を毎週月曜日に定めたことにより、電気・水道料金をはじめとする施設維持管理経費の節減が図れました。また、平成22年度からは文化振興の拠点施設として、市民に親しまれる施設となるよう「生涯学習課」を移転配置します。   | 数値目標なし    | aA | 1        | 市民交流プラザ  |

(3) 税等の収入確保

■一般財源の確保

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分    | 事務事業の概要  | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果                                  | 第1次大綱での成果   | 目標値または現状値   | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課   |
|----|---------|--|------|-----|-----|-----|-----|--|---|---|----|----------|-------|
|    |         |  | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |  |   |   |    |          |       |
| 1  | 徴収体制の強化 | <b>●滞納整理マニュアルの整備</b><br>収納率の向上を図るため、滞納整理マニュアルの整備と徴収体制の充実を図り、円滑な滞納整理業務を実施します。 | △    | ○   | ◎   |     |     | ・収納体制の強化により、安定した税収の確保と市民間の負担の公平化を図ります。 | 平成18年度に「滞納処分の執行停止」に関するマニュアルを作成しました。これにより滞納者への適用サイクルがようやく軌道に乗りつつありますが、水道料金についてのマニュアル整備が不十分のため、平成22年度以降検討を行います。 | 数値目標なし  | aD | 2        | 収納対策課 |
| 2  |         | <b>●徴収会議の開催</b><br>効率的、効果的な徴収を実施するため、随時、市税や国保税、水道使用料など関係課、関係職員の徴収会議を開催します。   | ◎    | →   | →   | →   | →   |  | 平成17年度から「徴収会議」を設置し、関係各課との個別の情報交換等を行うとともに、平成19年度からは収納課を設置することにより、4税と水道料、下水道使用料、負担金との調整を行い、共通した滞納者への対応を図りました。   | ■市税の徴収率<br>H18現状値:94.7%<br>H19現状値:95.3%<br>H20現状値:94.9%<br>H21目標値:94.9% | aD | 2        | 収納対策課 |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

■一般財源の確保

(△:調査・検討・協議、○:方針決定、◎:実施、→:継続実施)

| No | 取組区分                       | 事務事業の概要  | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果                                  | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値  | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課   |
|----|----------------------------|--|------|-----|-----|-----|-----|--|--|--|----|----------|-------|
|    |                            |  | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |  |  |  |    |          |       |
| 3  | 徴収体制の強化                    | <b>●徴収嘱託員の設置</b><br>滞納整理および口座振替の促進を図るため、徴収嘱託員を設置します。                     | △    | ○   | ◎   | →   | →   | ・収入体制の強化により、安定した徴収の確保と市民間の負担の公平化を図ります。 | 平成18年度から「徴収嘱託員」を設置し、業務体制の強化を図りました。ここ2年間は主に現年度の滞納金額に重点をおいて訪問等を行うとともに、不在の家には必ず「訪問した」ことを知らせる通知を行い、納税促進に努めてきました。その結果、納税を忘れていた方への納税意識回復につながり、直接徴収金額は約1,500万円となりました。 | <b>■市税の徴収率</b><br>H18現状値:94.7%<br>H19現状値:95.3%<br>H20現状値:94.9%<br>H21目標値:94.9% | aC | 2        | 収納対策課 |
|    |                            | <b>●滞納整理対策本部の設置</b><br>「公共料金」等の負担の公平性と財源を確保するため、滞納整理対策本部を設置し、徴収体制を強化します。 | △    | ○   | ◎   | →   | →   |  | 毎年1回から2回、管理職全員で滞納整理に従事する「滞納整理対策本部」を平成18年度に設置し、市の財源確保に努めました。  |  |    |          |       |
|    |                            | <b>●インターネット公売の導入検討</b><br>税金などの滞納者から差し押さえた財産を売却するインターネット公売の導入について検討します。  | △    | ○   | ◎   | →   | →   |  | 差押えを行った動産および不動産等を換価する手段として、平成19年度にインターネット公売を導入しました。これにより、滞納者へのアピールにつながり、納税促進に大きく貢献できました。   |  |    |          |       |
|    |                            | <b>●外国人滞納者への徴収対策(外国語表記)</b><br>外国人滞納者への徴収対策として、翻訳済催告書等を作成します。            | △    | ○   | ◎   | →   | →   |  | 平成19年度から徴収対策の一環として、通訳者同伴の休日納税相談や休日滞納整理を毎年継続して開催するとともに、平成21年度は外国人向けの税に関するリーフレットを作成・配布し、納税意識の高揚を図りました。   |  |    |          |       |
| 7  | 市有財産(遊休・低利用土地・法定外公共物)の整理処分 | <b>●遊休地処分による財源確保</b><br>自主財源を確保するため、遊休地や利用度の低い市有財産の整理処分を積極的に進めます。        | △    | ○   | ◎   | →   | →   | ・自主財源の確保と財産の有効活用につながります。               | 不必要な市有財産の積極的な整備処分に取り組みました。平成21年度実績の具体的な内容は、法定外公共物および普通財産を8件売却するとともに、市有バス1件および消防自動車1件は公募により売却しました。  | <b>■財産処分件数</b><br>H18現状値:4件<br>H19現状値:3件<br>H20現状値:1件<br>H21現状値:10件            | aC | 5        | 管財課   |

(4) 受益者負担の適正化および新たな財源確保

■負担の適正化と財源の開拓

(△:調査・検討・協議、○:方針決定、◎:実施、→:継続実施)

| No | 取組区分      | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果   | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課 |
|----|-----------|---|------|-----|-----|-----|-----|---|--|-----------|----|----------|-----|
|    |           |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |   |  |           |    |          |     |
| 1  | 受益者負担の適正化 | <b>●見直し基準、ガイドラインの作成</b><br>負担の公平化を図るため、減免取扱いなどの見直し基準や推進についてのガイドラインを作成します。   | △    | ○   | ◎   |     |     | 「受益者負担適正化に関する指針」を平成18年8月に定め、使用料および手数料の設定に関する基本方針を定めました。                           | 数値目標なし   | aC        | 1  | 財政課      |     |
| 2  |           | <b>●施設使用料の見直し</b><br>受益者負担適正化に関する指針に基づき、施設ごとに適正な使用料算定を行い、見直しを図ります。          |      |     |     | △   | ◎   | ・行政サービスの受益と負担の公平化の観点、事務事業の性格、市民ニーズ等も考慮しながら定期的に見直しを行い、歳入の確保に努めます。                  | 「受益者負担適正化に関する指針」に基づき、施設使用料についての調査を行いました。見直しにまでは至りませんでした。 | 数値目標なし    | cE | 5        | 財政課 |
| 3  |           | <b>●国民健康保険税の統一化</b><br>負担の公平性を図るため、旧4町の合併調整に従い、不均一課税を段階的に調整し、平成20年度から統一します。 | △    | →   | ○   | ◎   |     | 合併時の調整方針どおり、段階的に税率を調整を行い、平成20年第1回議会定例会で税率改定の議決を受け、平成20年度当初課税分(6月)から統一した税率で賦課しました。 | 数値目標なし   | aD        | 6  | 保険課      |     |



◆◆実施計画進行管理表◆◆

■負担の適正化と財源の開拓

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分      | 事務事業の概要   | 計画年度  |     |     |     |     | 目標・効果  | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値  | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課 |
|----|-----------|---|---|-----|-----|-----|-----|--|--|--|----|----------|-----|
|    |           |   | H17   | H18 | H19 | H20 | H21 |  |  |  |    |          |     |
| 4  | 受益者負担の適正化 | <b>●インフルエンザ予防接種の有料化</b><br>無料となっている年々増加する年間約5,000件以上の予防接種について、受益者の有料化に向けて、検討・導入します。   | △   | ○   |     |     |     | 高齢者インフルエンザの自己負担は、平成18年度は1,000円、平成19・20年度は2,000円と見直しを行ってきましたが、高齢者のインフルエンザ蔓延防止やワクチン接種率を向上することにより、特に高齢の方々の重篤化を避け医療費抑制を図るため、平成21年度は75歳以上に限って無料としました。 | 数値目標なし   | bD   | 6  | 健康づくり課   |     |
| 5  |           | <b>●保育料の改定</b><br>合併調整による保育料の見直しとともに、幼稚園・保育園のあり方の検討を進めながら、幼稚園保育料と併せて、継続して見直していきます。(2段階調整)   | △   | ○   | ◎   |     |     | 就学前教育・保育の改善充実に向けて、保育内容の共通化や子育て支援の充実を図りながら幼保一元化を推進し、幼稚園保育料と保育園保育料とのバランスを保った保育料の見直しを行い、保育サービスの利用者に対する負担の公平化を図りました。                                 | 数値目標なし   | aC   | 5  | こども元気局   |     |
| 6  |           | <b>●放課後児童クラブ保護者負担金の改定</b><br>幼稚園・保育園のあり方検討による保育料の見直しと同時に、放課後児童クラブの保護者負担金を見直します。<br>国の基準に沿った放課後児童クラブの事業内容にするため、事業の一部を見直しを行い、それに伴い保護者負担金を見直します。 |   | △   | ◎   |     |     | ・行政サービスの受益と負担の公平化の観点、事務事業の性格、市民ニーズ等も考慮しながら定期的に見直しを行い、歳入の確保に努めます。   | 数値目標なし   | aA   | 1  | こども元気局   |     |
| 7  |           | <b>●土地改良事業の受益者負担の適正化</b><br>土地改良事業の受益者負担の適正化を図るため、分担金の賦課基準を見直します。   |   | △   | ◎   | →   | →   | 平成18年度に「米原市営土地改良事業分担金徴収条例」および「米原市営土地改良事業分担金徴収条例」の見直しを行い、事業名、事業内容および分担金の率を明確にしました。  | 数値目標なし   | aA   | 1  | 農林振興課    |     |
| 8  |           | <b>●ごみ袋の有料化の検討</b><br>平成11年度から無料配布している指定ごみ袋について、受益者の有料化に向けて検討します。   |   | △   | →   | ◎   |     | 平成20年10月1日から「ごみ指定袋有料化制度」実施に当たり、ごみ指定袋有料化の必要性や目的などを説明する「どこでも環境出前集会」を34自治会で実施し、制度改正の市民理解を得ました。  | 数値目標なし   | aA   | 1  | 環境保全課    |     |
| 9  |           | <b>●新たな財源の検討</b><br>財政運営の健全化を図るため、次に例示するような財源の確保を検討します。   |   | △   | ◎   | →   | →   | 新規財源の確保を目的に取組状況調査を実施したほか、平成18年4月に「米原市広告掲載要綱」を定め、以後、手続きの迅速・簡素化のための改正を加えました。また、市が発行する刊行物に対し、平成20年8月から有償頒布制度を設けました。                                 | 数値目標なし   | aC   | 5  | 財政課      |     |
| 10 |           | 新たな財源の確保  | <b>●広告掲載要綱の策定と広告媒体の活用</b><br>市の資産を広告媒体として活用した民間企業等との協働による新たな財源の確保に努めます。 |     | △   | ◎   | →   | →  | 平成18年4月に「米原市広告掲載要綱」を定め、市役所全体で新たな財源の確保に努めました。結果として、5年間累積で約8百万円の効果がありました。また、平成21年度では広告掲載のある封筒の寄贈を受け、新たな財政効果がありました。   | ■年間の広告収入額<br>H18現状値：40万円<br>H19現状値：278万円<br>H20現状値：251万円<br>H21目標値：250万円<br>H21現状値：244万円 | aB | 2        | 全部門 |
| 11 |           |   | <b>●ミニ公募債の発行</b><br>市民のみなさんから資金を直接お借りし、将来のまいばらのために役立つ「まいばら市民債」を発行します。   |     | △   | ◎   |     |  | まいばら市民債は自治体が事業目的を定めて発行する「住民参加型市場公募債」で、大東中の体育館改築を目的に平成18年度に初めて発行しました。なお、発行額は1億円で利率は国債を基準にして年利1.2%、5年満期として募集したところ、応募総数387件の4億4,970万円の応募があり、公開抽選によって79人の当選者と11名の繰上当選候補者を決定しました。 | 数値目標なし   | aC | 2        | 財政課 |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

■負担の適正化と財源の開拓

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分     | 事務事業の概要  | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果 | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値   | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課   |
|----|----------|--|------|-----|-----|-----|-----|-------|--|---|----|----------|-------|
|    |          |  | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |       |  |   |    |          |       |
| 12 | 新たな財源の確保 | <p><b>●新たな寄付制度の創設</b><br/>「ふるさと納税制度」を活用し、市のPRと併せて新たな財源とする寄付金制度を構築し、運用していきます。</p> |      |     | △   | ○   | ◎   |       | 平成20年度に「米原ガンバレ！ふるさと応援寄付条例」を制定し、各種事業メニューを設けて事業実施の財源として活用を図りました。 | <p>■年間寄付金額(千円)<br/>H20現状値:3,155<br/>H21目標値:5,000<br/>H21現状値:1,219</p> | aD | 5        | 政策秘書課 |

2 組織・機構の再編・整理

(1) 時代の変化に即応した組織・機構の構築

■総合的・機能的な組織・機構の構築

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分        | 事務事業の概要  | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果   | 第1次大綱での成果   | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課 |
|----|-------------|--|------|-----|-----|-----|-----|---|---|-----------|----|----------|-----|
|    |             |  | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |   |   |           |    |          |     |
| 1  | 効率的な組織機構の構築 | <p><b>●組織・機構の見直し</b><br/>市制施行による新たな行政課題や多様な市民ニーズに対応し、時代に最適な行政組織を実現していくため、効率的な組織のあり方について適時見直します。</p>  | ◎    | →   | →   | →   | →   | ・行政課題に対応した市民にわかりやすい行政組織を構築することで、市民サービスの向上につながります。 | 全部課対象に現状の業務状況等の把握に努め、行政課題に対応すべき組織改編を検討協議し、適時、組織機構の見直しを図ってきました。  | 数値目標なし    | aC | 5        | 総務課 |
| 2  |             | <p><b>●助役の収入役事務の兼掌</b><br/>電算処理システムの高度化による会計事務の簡素化と、チェック機能の事務の効率化により収入役事務を助役が兼掌します。</p>  | ◎    |     |     |     |     | ・人件費(約1,300万円)の削減が図られます。                          | 「米原市に収入役を置かない条例」を平成17年5月から施行し、収入役事務を当時の助役が兼掌することとし、経費削減に努めました。また、平成18年度地方自治法の改正に伴い収入役を廃止し、その代わりに一般職員の会計管理者を配置することにより経費削減に努めました。           | 数値目標なし    | aA | 1        | 総務課 |
| 3  |             | <p><b>●各種内部会議の見直し</b><br/>限られた時間と人材を有効に活用するため、各種内部会議を効率的・戦略的にできるように会議の環境整備を図ります。<br/>【検討事例】<br/>・部長会 ・幹事課長会<br/>・プロジェクトチームの設置<br/>・部内会議 など</p> | ○    | ◎   | →   | →   | →   | ・組織の強化と、まちづくりの展開が迅速化されます。                         | 平成18年度に「米原市庁議規程」の見直しを図り、中枢会議、部長会議、幹事課長会議を定期的に開催して組織の意思決定を円滑に行えるようにしました。また、必要に応じ、各種計画策定時においては、プロジェクトチーム等の設置を行うことにより、効率的、戦略的な会議の環境整備を図りました。 | 数値目標なし    | aC | 1        | 総務課 |

(2) 組織のフラット化と庁内分権の推進

■機動的な行政運営

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分     | 事務事業の概要  | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果   | 第1次大綱での成果   | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課 |
|----|----------|--|------|-----|-----|-----|-----|---|---|-----------|----|----------|-----|
|    |          |  | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |   |   |           |    |          |     |
| 1  | 組織内分権の推進 | <p><b>●人事管理の権限委譲</b><br/>各部が自己決定、自己責任のもとに行政経営という認識をもち施策・事業を展開するために、人事管理業務の権限を委譲していきます。</p> |      | △   | ○   | ◎   |     | ・組織内分権により、事務処理のスピードアップと個々の職員の仕事の責任と権限が明確化され、意思決定が迅速化されます。<br>・部内における相互の柔軟な応援体制が可能となります。 | 「米原市部局別包括人事規程」および「米原市職員の臨時応援体制に関する規程」を制定するなど、人事管理における権限の一部を部長等へ委譲しました。また、グループ制の手引等を作成し、グループ制による運営の推進を図りました。 | 数値目標なし    | aC | 2        | 総務課 |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

■機動的な行政運営

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分     | 事務事業の概要  | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果  | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課 |
|----|----------|--|------|-----|-----|-----|-----|--|--|-----------|----|----------|-----|
|    |          |  | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |  |  |           |    |          |     |
| 2  | 組織内分権の推進 | <p>●包括予算の検討・実施</p> <p>部単位による行政経営組織として施策・事業を展開するため、予算査定や予算執行を大幅に権限委譲する包括予算について検討していきます。</p> | △    | ○   | ◎   | →   | →   | <p>・組織内分権により、事務処理のスピードアップと個々の職員の責任と権限が明確化され、意思決定が迅速化されます。</p> <p>・部内における相互の柔軟な応援体制が可能となります。</p>                              | <p>平成19年度当初予算編成から枠配分方式を取り入れ、部局ごとに予算の総枠内で比較的自由に編成し、歳出全般にわたる徹底的な見直しを行い、予算配分の重点化と効率化を図りました。また、平成20年度からは一般財源による枠配分方式に改め、さらに平成22年度からは縮小する財政環境に対応すべく、経常的に支出する行政経費については優先配分するほか、臨時的・政策的経費については「選択と集中」により財源の重点配分を図り、財政体質の転換を進めました。</p> | 数値目標なし    | bD | 6        | 財政課 |
| 3  | 組織のフラット化 | <p>●中間管理職の見直し</p> <p>事務処理や意思決定の迅速化や責任と役割を明確化するため、組織のフラット化を進めます。</p>                        | △    | ○   | ◎   | →   | →   | <p>・公平な制度を導入することで、職務に対する意欲を高めることができます。</p> <p>・職員の能力を最大限に引き出し、組織として活かしていくことができます。</p> <p>・人材育成の観点にも配慮した人材成型人事管理を進めていきます。</p> | <p>グループリーダーは原則として課長補佐および主幹の職にある者とする事と、グループリーダーの役割を明確化することで、事務処理や意思決定の迅速化に努めました。</p>  | 数値目標なし    | bD | 5        | 総務課 |

3 人事管理

(1) 新人事制度の確立

■健全な競争原理の醸成

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分      | 事務事業の概要  | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果  | 第1次大綱での成果 | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課 |
|----|-----------|--|------|-----|-----|-----|-----|--|-----------|-----------|----|----------|-----|
|    |           |  | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |  |           |           |    |          |     |
| 1  | 人事考課制度の研究 | <p>●人事考課制度の研究</p> <p>組織の活性化を図るため、人事考課制度を研究し、職員の能力・業績等を活かした人事管理を進めます。</p>                           | ○    | ◎   | →   | →   | →   | <p>平成19年度から試行的導入を図り、作業を実施する中でシステムの検証、見直しを随時実施するとともに、作業を通じ個別面談の実施やグループミーティングなど職員間の一層のコミュニケーションの円滑化を図ることができました。</p>                  | 数値目標なし    | bD        | 5  | 総務課      |     |
| 2  |           | <p>●人事評価システムの試行的実施</p> <p>勤務成績に基づいた能力主義による人事管理を進めるため、人事評価システムの平成22年度本格導入に向け、平成19年度から試行的に実施します。</p> |      | △   | ○   | ◎   | →   | <p>米原市にふさわしい人事考課制度となるよう平成18年度に「米原市人事考課マニュアル」を作成し、平成19年度から試行的導入を図りました。3か年の試行により、新たな課題の発見もできたところであり、平成22年度以降はまず課題の整理に向け再検討を行います。</p> | 数値目標なし    | aC        | 5  | 総務課      |     |
| 3  |           | <p>●目標管理制度の導入</p> <p>日常業務を遂行する過程を通じた職員の能力開発を図るため、目標管理制度を導入します。</p>                                 | ◎    | →   | →   | →   | →   | <p>平成17年度から目標管理制度を導入し、半期ごとの目標に対する市長ヒアリング等を実施して管理しています。また、平成19年度からは人事考課制度の実績考課の仕組みとして、この目標管理制度を併せて活用しています。</p>                      | 数値目標なし    | aD        | 2  | 総務課      |     |
| 4  |           | <p>●登用試験の実施</p> <p>マネジメント能力に優れた管理監督者の育成と、職場の活性化、職員の意欲向上を図るため、課長補佐昇任試験を実施します。</p>                   | ○    | ◎   | →   | →   | →   | <p>平成17年度から管理職員への登用試験を実施し、マネジメント能力に優れた管理監督者の登用に努めています。また、登用試験を実施することで職場の活性化や、更なる職員の意欲向上が図られました。</p>                                | 数値目標なし    | aB        | 5  | 総務課      |     |
| 5  |           | <p>●自己申告制度の導入</p> <p>適材適所への配置や人材育成の参考とするため、職員から職場の希望・感想等を記載させる自己申告制度を導入します。</p>                    | ○    | ◎   | →   | →   | →   | <p>平成17年度に自己申告制度を導入し、以後自己申告書の提出を課長を除く全職員を対象に毎年度実施するとともに、適材適所への配置や人材育成のための参考資料として活用しています。</p>                                       | 数値目標なし    | aB        | 1  | 総務課      |     |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

(2) 定員管理の適正化

■適正な定員管理

(△:調査・検討・協議、○:方針決定、◎:実施、→:継続実施)

| No | 取組区分       | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果                       | 第1次大綱での成果   | 目標値または現状値   | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課 |
|----|------------|---|------|-----|-----|-----|-----|-----------------------------|---|---|----|----------|-----|
|    |            |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |                             |   |   |    |          |     |
| 1  | 定員適正化計画の策定 | ●定員適正化計画の策定<br>合併により過大となった職員数を、計画的に削減するため、定員適正化計画を策定します。                            | ○    | ◎   |     |     |     | ・人件費等の削減を図り、財政運営の計画性を担保します。 | 平成17年度に「第一次定員適正化計画」を策定を行い、さらに平成19年度に「第二次定員適正化計画」を策定して、計画的な職員数の削減に取り組みました。             | ■市役所職員数<br>H18.4.1現状値:461人<br>H19.4.1現状値:446人<br>H20.4.1現状値:433人<br>H21.4.1現状値:424人<br>H22.4.1現状値:421人<br>H24.4.1目標値:420人 | aA | 5        | 総務課 |
| 2  | 計画的な職員採用   | ●計画的な職員採用<br>定員適正化計画に基づき、年齢構成等のバランスに配慮した計画的な職員採用を行います。また、技能労務職員は原則として新規採用しないこととします。 | ○    | ◎   | →   | →   | →   | ・人件費等の削減を図り、財政運営の計画性を担保します。 | 平成18年度から「定員適正化計画」に基づき、退職者補充としての新規職員採用者数の抑制に取り組みました。また、障がい者枠採用を除く技能労務職員の新規採用は行いませんでした。 | 数値目標なし  | aC | 2        | 総務課 |
| 3  | 定員管理の状況の公表 | ●定員管理の公表<br>人事管理の透明性を図るため、職員定員管理の状況を公表します。  | ◎    | →   | →   | →   | →   | ・人事行政運営における公平性と透明性の確保を図ります。 | 毎年12月に広報と市公式WEBサイトで定員管理の公表を行うことにより、人事行政運営における透明性の確保に努めています。                           | 数値目標なし  | aC | 2        | 総務課 |

(3) 給与の適正化

■適正な給与管理

(△:調査・検討・協議、○:方針決定、◎:実施、→:継続実施)

| No | 取組区分      | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果   | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課 |
|----|-----------|---|------|-----|-----|-----|-----|---|--|-----------|----|----------|-----|
|    |           |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |   |  |           |    |          |     |
| 1  | 給与の見直し    | ●人件費の抑制<br>国に給与制度に準じて、職員の昇給を抑制します。                          | ○    | ◎   | →   | →   | →   | ・実施により、人件費の削減が図れます。                                   | 平成18年度から4年間、定期昇給時に給料表に基づく1号給昇給の抑制を実施し、人件費の適正化に努めました。                                       | 数値目標なし    | aC | 2        | 総務課 |
| 2  |           | ●退職時の特別昇給の廃止<br>退職時の特別昇給について廃止します。                          | ○    | ◎   |     |     |     |   | 平成18年度から退職時の特別昇給を廃止し、人件費の削減を図りました。   | 数値目標なし    | aA | 1        | 総務課 |
| 3  | 職員手当等の見直し | ●各種手当の見直し<br>管理職手当や特勤手当など、各種職員手当の見直しを図ります。                  |      | ○   | ◎   | →   | →   |   | 平成18年度に寒冷地手当を廃止し、平成19年度には地域手当を廃止しました。また、平成20年度は特殊勤務手当を一部廃止するなど、各種職員手当の見直しを行い人件費の適正化に努めました。 | 数値目標なし    | aC | 5        | 総務課 |
| 4  | 給与の公表     | ●給与の公表<br>給与管理の透明性を図るため、職員給与の状況について、広報誌、市公式WEBサイトを通して公表します。 | ◎    | →   | →   | →   | →   | ・人事行政運営における公平性と透明性の確保を図ります。                           | 毎年12月に広報と市公式WEBサイトで給与の公表を行うことにより、人事行政運営における透明性の確保に努めました。                                   | 数値目標なし    | aC | 2        | 総務課 |
| 5  | 人事考課の反映   | ●人事考課の反映<br>新たな人事制度の導入により、能力主義・業績主義を基本とした給与制度の運用を図ります。      | ○    | ◎   | →   | →   | →   | ・公正公平な人事考課制度により、給与制度の適切な運用が図れるとともに、併せて職員の人材育成につながります。 | 平成19年度から勤働手当に対し、人事考課結果に基づく成績率の反映を試行的に開始しました。これにより、給与制度の適切な運用が図れました。                        | 数値目標なし    | bD | 5        | 総務課 |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

4 職員の意識改革と人材育成

(1) 人材育成

■時代に適応した人材の育成

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分  | 事務事業の概要  | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果  | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課 |
|----|-------|--|------|-----|-----|-----|-----|--|--|-----------|----|----------|-----|
|    |       |  | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |  |  |           |    |          |     |
| 1  | 人材の育成 | <b>●人材育成基本方針の策定</b><br>人材育成に積極的に取り組むため、人材育成基本方針を定め、めざすべき職員像を示し、組織の経営の理念、人事諸制度の改革の方向性を示します。 | ○    |     |     |     |     | ・職員の組織経営の理念、人事諸制度の方向性を示し、人材育成に積極的に取り組みます。<br>・職員の能力向上を図ることにより、質の高い行政サービスが提供できます。 | 平成17年度に「人材育成基本方針」を策定し、職員の組織経営の理念や人事諸制度の方向性を示し、人材育成に積極的に取り組みました。さらに平成21年度には、「人材育成基本方針」改定に取り組みました。       | 数値目標なし    | aD | 2        | 総務課 |
| 2  |       | <b>●職員研修計画の策定</b><br>職員の資質の向上を図るため、人材育成基本方針に基づく職員研修計画を策定し、計画的な職員研修を実施します。                  | ○    | ◎   | →   | →   | →   | ・行政に対する市民の評価が高まり、市民都市の実現につながります。   | 平成17年度に策定した「人材育成基本方針」に基づき、平成18年度から毎年度職員研修計画を策定して計画的な職員研修を実施し、職員の能力向上を図り質の高い行政サービスの提供に努めました。            | 数値目標なし    | aD | 2        | 総務課 |
| 3  |       | <b>●目標管理制度の導入(再掲)</b><br>日常業務を遂行する過程を通じた職員の能力開発を図るため、目標管理制度を導入します。                         | ◎    | →   | →   | →   | →   | ・職員の組織経営の理念、人事諸制度の方向性を示し、人材育成に積極的に取り組みます。<br>・職員の能力向上を図ることにより、質の高い行政サービスが提供できます。 | 平成17年度から目標管理制度を導入し、半期ごとの目標に対する市長ヒアリング等を実施して管理しています。また、平成19年度からは人事考課制度の実績考課の仕組みとして、この目標管理制度を併せて活用しています。 | 数値目標なし    | aD | 2        | 総務課 |

(2) 多様な人材の活用

■効果的な行政運営

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分       | 事務事業の概要  | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果                              | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値   | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課 |
|----|------------|--|------|-----|-----|-----|-----|------------------------------------|--|---|----|----------|-----|
|    |            |  | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |                                    |  |   |    |          |     |
| 1  | 職員採用制度の見直し | <b>●職員採用制度の見直し</b><br>新規採用者とのバランスは図りつつ、専門知識を有する意欲的な職員の採用制度の導入を検討します。 | △    | ○   | ◎   | →   | →   | ・雇用の機会を増大されるほか、人件費支出の効率化が図れます。     | 専門性を要求される業務に対応した人材を確保するため、平成18年度に土木関係業務での経験者採用試験を実施しました。また、人物重視の採用試験となるよう面接官に民間人を起用しました。 | 数値目標なし  | bD | 5        | 総務課 |
| 2  | 人事交流       | <b>●県および他市町との人事交流</b><br>人材育成と地域連携強化を図るため、県および他市町などとの人事交流を進めます。      | ◎    | →   | →   | →   | →   | ・広い視野をもった職員の育成や、人的なネットワークの構築が図れます。 | 平成17年度以降、国、滋賀県等との人事交流や長期研修を実施し、広い視野をもった職員育成等に努めました。                                      | ■人事派遣・交流職員数<br>H18実績値:5人<br>H19実績値:5人<br>H20実績値:3人<br>H21実績値:1人 | aC | 5        | 総務課 |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

5 行政評価の推進

(1) 行政評価システムの導入

■質の高い行政運営

(△:調査・検討・協議、○:方針決定、◎:実施、→:継続実施)

| No | 取組区分        | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果                                   | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値  | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課   |
|----|-------------|---|------|-----|-----|-----|-----|---|--|--|----|----------|-------|
|    |             |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |   |  |  |    |          |       |
| 1  | 行政評価システムの導入 | <p>●<b>行政評価システムの導入</b><br/>                     効率的・効果的な行政経営、アカウンタビリティ(説明責任)の徹底、職員の意識改革等を図るため、行政評価システムを導入します。<br/>                     また、チェック機能を高めるため、外部による評価制度についても検討します。</p> | △    | ○   | ◎   |     |     | <p>・PDCAサイクルを組み込むことにより、持続的な改善が図れます。</p> | <p>平成19年度から事務事業評価制度を導入し、モデル実施に取り組みました。なお、完全実施までには至っておらず、外部評価制度の導入検討についても、未実施となっています。</p> | <p>■行政評価対象事務事業数<br/>                     H18現状値:—<br/>                     H19現状値:—<br/>                     H20現状値:—<br/>                     H21目標値:150事業<br/>                     H21現状値:66事業</p> | bD | 3        | 政策秘書課 |

6 行政情報化の推進による事務効率の向上

(1) 事務の効率化と(2)事務の情報化

■事務効率の向上

(△:調査・検討・協議、○:方針決定、◎:実施、→:継続実施)

| No | 取組区分              | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果   | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課   |
|----|-------------------|---|------|-----|-----|-----|-----|---|--|-----------|----|----------|-------|
|    |                   |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |   |  |           |    |          |       |
| 1  | 地域情報化計画の策定と計画的な推進 | <p>●<b>地域情報化計画の策定(再掲)</b><br/>                     あらゆる分野における情報のネットワーク化を推進するため、地域全体のICT化に向けた戦略的な計画を策定します。</p>               | △    | →   | ○   | ◎   | →   | <p>・市全体としてバランスのとれた地域情報化をめざします。<br/>                     ・市民が社会のICT化によってもたらされる利益を、市内のどこでも、いつでも受け取ることが可能な環境が整います。</p> | <p>職員による計画策定プロジェクト会議や市民委員等により構成する策定委員会での協議を行った上で、平成21年度末に「地域情報化計画」の策定を終えました。なお、ICT化によってもたらされた利益を、市内のどこでも、いつでも受け取れることが可能な環境整備に努めました。</p>              | 数値目標なし    | aD | 6        | 政策秘書課 |
| 2  | 情報セキュリティ対策の強化     | <p>●<b>セキュリティポリシーの策定</b><br/>                     事務の効率化と電子情報の安全管理を行うため、セキュリティポリシーを策定します。</p>                               | ○    | ◎   |     |     |     | <p>・電子情報の適切な管理を実施することにより、事務の効率化が図れます。<br/>                     ・個人情報を適正に管理することができます。</p>                            | <p>平成18年度に「セキュリティポリシー」を策定し、電子情報の適切な管理を実施することにより、事務の効率化が図れました。</p>  | 数値目標なし    | aC | 1        | 管財課   |
| 3  | 行政手続きの電子化         | <p>●<b>ICT環境整備(再掲)</b><br/>                     市民が窓口に向かなくてもサービスが受けられるようにするため、インターネットで行える各種申請・届出等を幅広く、わかりやすく、探しやすいとします。</p> |      |     | △   | →   | ○   | <p>・市民の行政手続の利便性が向上します。</p>  | <p>市公式WEBサイト上から各種申請書などをダウンロードできる環境の整備を進め、市民の利便性を高めました。また、メール自動配信システムを導入し、市民に必要な情報を即時発信する環境を整えました。なお、簡易電子システムの導入に向けた検討と検証を実施しましたが、導入にまでは至りませんでした。</p> | 数値目標なし    | aC | 5        | 政策秘書課 |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

7 地方公営企業経営の見直し

(1) 地方公営企業の健全化

■経営の健全化

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No   | 取組区分     | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |  |   |  | 目標・効果   | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値   | 評価 | 次期計画への反映       | 担当課            |       |    |   |       |
|--|----------|---|------|-----|--|---|--|---|--|---|----|----------------|----------------|-------|----|---|-------|
|  |          |   | H17  | H18 | H19  | H20   | H21  |   |  |   |    |                |                |       |    |   |       |
| 1  | 徴収体制の強化  | <p>●<b>滞納整理マニュアルの整備</b></p> <p>収納率の向上を図るため、滞納整理マニュアルの整備と徴収体制の充実を図り、円滑な滞納整理業務を実施します。</p> | △    | ○   |  |   |  | <p>・収納体制の強化により、安定した使用料等の確保と市民間の負担の公平化を図ります。</p>   | <p>平成18年度に「滞納処分の執行停止」に関するマニュアルを作成しました。これにより滞納者への適用サイクルがようやく軌道に乗りつつありますが、水道料金についてのマニュアル整備が不十分なため、今後検討を行います。</p>   | <p>■水道使用料<br/>(現年分)徴収率<br/>H18現状値:98.9%<br/>H19現状値:98.8%<br/>H20現状値:98.7%<br/>H21目標値:98.9%<br/>H21現状値:98.6%</p> <p>■下水道使用料<br/>(現年分)徴収率<br/>H18現状値:99.2%<br/>H19現状値:99.4%<br/>H20現状値:99.1%<br/>H21目標値:99.5%</p> | aD | 2              | 収納対策課<br>上下水道課 |       |    |   |       |
|  |          | <p>●<b>徴収会議の開催</b></p> <p>効率的、効果的な徴収を実施するため、随時、市税や国保税、水道使用料など関係課、関係職員の徴収会議を開催します。</p>   | ◎    | →   | →  | →   | <p>平成17年度から「徴収会議」を設置し、関係各課との個別の情報交換等を行うとともに、平成19年度からは収納課を設置することにより、4税と水道料、下水道使用料、負担金との調整を行い、共通した滞納者への対応を図りました。</p> |   |  |   |    |                |                |       |    |   |       |
| 3  | 水道事業の健全化 | <p>●<b>中期経営計画の策定</b></p> <p>計画的な経営の健全化を図るため、中期経営計画を策定します。</p>                           | ◎    |     |  |   | <p>・企業経営としての健全化を図ります。<br/>・効果的な事業推進を図ります。<br/>・水道や下水道の使用料の現年度徴収分における徴収率について、現状維持をめざします。</p>                        | <p>平成19年度に「総合計画」が策定され、「水道事業基本計画」の将来人口と相違が生じたため、平成20年度に本計画の見直しを行った上で、中期経営計画を策定しました。</p>                  | <p>■下水道普及率<br/>H18現状値:95.8%<br/>H19現状値:97.1%<br/>H20現状値:97.9%<br/>H21目標値:99.3%<br/>H21現状値:99.3%</p> <p>■下水道水酸化率<br/>H18現状値:69.5%<br/>H19現状値:73.2%<br/>H20現状値:80.3%<br/>H21目標値:82.4%<br/>H21現状値:82.2%</p> | aA  | 2  | 上下水道課          |                |       |    |   |       |
| <p>●<b>伊吹簡易水道の企業会計移行</b></p> <p>水道事業の独立採算と公平公正な負担を目指すため、伊吹の簡易水道を企業会計へ移行します。</p>      |          | △   | ◎    |     | ◎  | <p>水道事業の独立採算と公平公正な負担を目指し、平成18年4月から伊吹簡易水道の資産管理も含め米原市水道事業全体の把握として、管理を行うことができるようになりました。</p>                                |  | aA  |  |   |    |                | 1              | 上下水道課 |    |   |       |
| <p>●<b>水道料金の適正化</b></p> <p>独立採算のもとで経営の健全化を図るため、水道料金の適正な改定を実施します。</p>                 |          | △   | →    | →   | ○  | <p>水道事業基本計画に基づき、適正な料金体系であることを検証した結果、当面料金改定は行わないこととしましたが、水需要や社会情勢、今後の投資事業などを鑑み、引続き料金改正の検討を行います。</p>                      |  |   |  |   |    |                |                |       | aB | 5 | 上下水道課 |
| <p>●<b>浄水場管理の民間委託</b></p> <p>これまで直営で行ってきた市内2ヶ所の浄水場（磯および上丹生）の施設管理を民間委託します。</p>        |          | △   | ◎    | →   | →  | <p>市内2ヶ所の浄水場（磯および上丹生）の施設維持管理について、平成19年度から民間委託することにより、施設の維持管理がよりきめ細やかになり、施設機器の延命化が図れたとともに、浄水場の施設機械に係る更新計画の精度が高まりました。</p> |  |   |  |   |    |                |                |       |    |   |       |
| <p>●<b>下水道事業計画の見直し</b></p> <p>計画的、効率的な整備を進めるため、下水道事業整備計画を見直します。</p>                  | △        | ◎   |      |     | <p>経済比較を実施し、平成18年度に「下水道事業計画」の見直しを行いました。その上で、順次汚水整備を進めてきた結果、既存の集落内については平成22年度ですべて完了する予定です。なお、水酸化率については、市広報による啓発やアンケート調査、さらには個別訪問も実施することにより、向上しています。</p> | aA  | 1  |   | 上下水道課  |   |    |                |                |       |    |   |       |
| <p>●<b>民間活力の活用による販売促進</b></p> <p>住宅団地の早期完売を目指すため、民間活力のノウハウを活用した媒介契約による販売促進を図ります。</p> | △        | ◎   |      |     | <p>・早期完売による企業経営としての健全化を図ります。</p>   |   |  | <p>■販売区画数の状況(全71区画)<br/>H18実績値:36区画<br/>H19実績値:50区画<br/>H20実績値:55区画<br/>H21目標値:64区画<br/>H21実績値:57区画</p> |  | bB  | 2  | 都市計画課<br>住宅対策室 |                |       |    |   |       |

◆◆実施計画進行管理表◆◆

8 公共工事コスト等の改善

(1) 公共工事コストの縮減

■効率的な社会資本整備

(△:調査・検討・協議、○:方針決定、◎:実施、→:継続実施)

| No | 取組区分        | 事務事業の概要  | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果                                     | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課 |
|----|-------------|--|------|-----|-----|-----|-----|---|--|-----------|----|----------|-----|
|    |             |  | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |   |  |           |    |          |     |
| 1  | 建設工事施工計画の策定 | <p>●工事発注管理シートの作成</p> <p>施工箇所の重複発注を防ぐため、工事発注管理シート等を作成し、複数年の建設工事施工計画書を作成します。</p> | △    | ○   | ◎   | →   | →   | ・効率的で、経済的な発注が可能となり、工事中の市民への影響も最小限に抑えられます。 | 定期的（四半期ごと）に工事発注見込みを把握し、情報プラザや市公式WEBサイトで公表しました。また、契約審査会で発注時期の調整を行うことにより、効率的な工事となるよう努めました。 | 数値目標なし    | aA | 2        | 管財課 |

(2) 新たな入札・契約制度の導入検討

■競争原理の確保と透明性・公平性の確保

(△:調査・検討・協議、○:方針決定、◎:実施、→:継続実施)

| No | 取組区分           | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果                          | 第1次大綱での成果  | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課 |
|----|----------------|---|------|-----|-----|-----|-----|--------------------------------|--|-----------|----|----------|-----|
|    |                |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |                                |  |           |    |          |     |
| 1  | 長期継続契約の実施      | <p>●一括契約・複数年契約の実施</p> <p>経費節減のため、契約状況の把握をもとに、経費圧縮が図れるものの洗い出しを行い、契約満了が同一物件のものの一括見積入札や、複数年契約を実施します。</p> <p>【検討事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*OA機器、車、医療機器等の物品</li> <li>*施設等の保守メンテナンス契約</li> </ul> | △    | ○   | ◎   | →   | →   | ・長期継続契約により、経費節減につながります。        | 平成17年度から庁舎清掃やOA機器等の契約状況を調査・把握し、契約更新時に一括発注・一括契約となるように所管課へ指導を行いました。また、OA機器の更新や新規契約が発生した際には、経費節減を図るため長期継続契約となるよう所管課へ指導を行いました。 | 数値目標なし    | aB | 2        | 管財課 |
| 2  | 予定価格事前公表の入札の執行 | <p>●予定価格の事前公表</p> <p>入札の透明性と公平性、入札妨害行為の排除および工事を適正な価格で発注を行うため、予定価格事前公表の入札を実施します。</p>   | △    | ○   | ◎   | →   | →   | ・入札の透明性と公平性を図れ、併せて経費節減につながります。 | 合併後すぐに建設工事入札案件（130万円以上）および測量設計業務委託について、入札執行を案内する際に予定価格の事前公表を試行実施し、平成18年10月から本格実施に移行しました。                                   | 数値目標なし    | aB | 2        | 管財課 |
| 3  | 新たな入札制度の導入     | <p>●新たな入札制度の導入</p> <p>一般競争入札精度や総合評価制度などの新たな入札制度の検討を進めます。</p>  |      |     |     | △   | △   |                                | 平成19年度から制限付一般競争入札および総合評価方式指名競争入札を試行実施し、さらには新たな入札制度として、受注希望型指名競争入札を平成21年度に実施しました。   | 数値目標なし    | aC | 5        | 管財課 |

9 広域行政の推進

■広域化による効率的な行政運営

(△:調査・検討・協議、○:方針決定、◎:実施、→:継続実施)

| No | 取組区分    | 事務事業の概要  | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果                       | 第1次大綱での成果   | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課 |
|----|---------|--|------|-----|-----|-----|-----|-----------------------------|---|-----------|----|----------|-----|
|    |         |  | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |                             |   |           |    |          |     |
| 1  | 広域行政の研究 | <p>●事務処理の共同化</p> <p>市域をこえて広域的に事務処理した方が効率的である事務事業の共同化について研究します。</p>                   | △    | →   | ○   | →   | →   | ・コストの分担により、相互の経費負担が少なくなります。 | 事務処理の共同化に向け、庁内で研究等を行いました。新たな方向性等は決まりませんでした。今後は、政府が設置した「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会」の報告書により、第174回通常国会に提出されている地方自治法改正案等の内容を踏まえ研究等を行います。 | 数値目標なし    | aC | 5        | 全部門 |
| 2  |         | <p>●後期高齢者医療制度の共同処理化</p> <p>新たな高齢者医療制度創設に伴い、県下全市町で構成する広域連合を設立して財政運営の共同化、効率化を図ります。</p> |      | △   | ○   | ◎   |     |                             | 後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成19年2月に「滋賀県後期高齢者医療広域連合」を発足させ、平成20年度から年金徴収による仮徴収を開始し、本格的な共同事務を始めました。  | 数値目標なし    | aA | 1        | 保険課 |



◆◆実施計画進行管理表◆◆

■広域化による効率的な行政運営

(△：調査・検討・協議、○：方針決定、◎：実施、→：継続実施)

| No | 取組区分    | 事務事業の概要   | 計画年度 |     |     |     |     | 目標・効果                              | 第1次大綱での成果   | 目標値または現状値 | 評価 | 次期計画への反映 | 担当課   |
|----|---------|---|------|-----|-----|-----|-----|------------------------------------|---|-----------|----|----------|-------|
|    |         |   | H17  | H18 | H19 | H20 | H21 |                                    |   |           |    |          |       |
| 3  | 広域行政の研究 | <p><b>●障がい者自立支援認定審査の共同化</b></p> <p>障害者自立支援法に伴う障がい福祉サービスの必要性を審査する審査会事務を広域的に共同処理を行い、効率化を図ります。</p> |      | △   | ○   | ◎   |     | <p>・コストの分担により、相互の経費負担が少なくなります。</p> | <p>平成18年度に「湖北地域しょうがい者自立支援審査室」を開設し、広域的な共同処理を行うことにより審査事務の均等で効率的な実施が図られ、コスト負担を最小限に抑えることができました。</p> | 数値目標なし    | aA | 1        | 社会福祉課 |

## 第1次行財政改革実施計画数値目標等状況一覧表

| 小区分         | 項目名                        | 数値目標の内容              | 単位    | H18<br>現状値 | H19<br>現状値 | H20<br>現状値 | 最終<br>目標値 | 最終<br>(H21)<br>現状値 | 所管課            |
|-------------|----------------------------|----------------------|-------|------------|------------|------------|-----------|--------------------|----------------|
| 窓口サービスの向上   | 市民の声システムの構築                | システム活用による対応処理件数      | 件     | 149        | 158        | 106        |           | 36                 | 市民自治センター       |
|             | テレビ会議システムの活用               | テレビ会議システムの年間活用件数     | 件     | 121        | 110        | 80         |           | 26                 | 市民自治センター       |
|             | 窓口マニュアルの整備と電子化             | マニュアル登録業務件数          | 件     | 198        | 197        | 212        |           | 217                | 市民自治センター       |
| 地域情報化の円滑な推進 | CATVの整備・拡充                 | ケーブルテレビ加入件数          | 件     | 10,145     | 10,530     | 10,412     | 10,800    | 10,484             | 政策秘書課          |
|             | CATV番組の手話通訳放送の導入           | 年間手話通訳放送放映回数         | 回     |            | 12         | 12         | 12        | 12                 | 政策秘書課          |
|             | メール自動配信システムの導入             | メール配信サービスの延べ登録件数     | 件     |            | 696        | 1,188      | 2,500     | 3,094              | 政策秘書課          |
| 公共施設の有効活用   | 学校給食センターの統合                | 給食センター施設数            | 施設数   | 3          | 3          | 3          | 2         | 2                  | 教育総務課          |
|             | し尿処理中継槽の統廃合                | し尿処理中継槽施設数           | 箇所数   | 5          | 5          | 5          | 4         | 4                  | 環境保全課          |
|             | 障がい者福祉サービス基盤整備への活用         | 障がい福祉サービス施設への活用数     | 施設数   |            | 1          | ⇒          | 1         | 1                  | 社会福祉課          |
|             | 放課後児童クラブへの転用               | 放課後児童クラブの既存施設活用箇所数   | 実施箇所数 | 4          | 5          | ⇒          | 5         | 5                  | こども元気局         |
| 事務事業の整理・合理化 | ISO14001の適合範囲拡大            | ISO14001の適合庁舎数       | 適合庁舎数 | 4          | ⇒          | ⇒          | 4         | 4                  | 環境保全課          |
|             | 公共交通システムの最適化               | 市内公共交通1人1乗車あたりの運行赤字額 | 円     | 505        | 519        | 630        | 450       | 580                | 市民安全課          |
|             | 「青年と女性の集い」と「男女共同参画集会」の共同開催 | 共同開催参加者数             | 人     | 126        | 409        | 105        |           | 293                | 人権政策課<br>生涯学習課 |
|             | 前納報奨金制度の廃止                 | 前納報償金件数（固定・市民税合計）    | 件     | 11,018     | 11,324     | 11,523     | 0         | 0                  | 税務課            |
|             | 乳幼児健診事業の再編                 | 乳幼児健診受診率             | %     | 88.9       | 90.8       | —          |           | 93.0               | 健康づくり課         |
|             | 予防接種事業の見直し                 | 乳幼児、児童の予防接種率         | %     | 61.0       | 74.4       | —          |           | 90.5               | 健康づくり課         |
|             | 地域病虫害防除協議会事務の合理化           | 市内の協議会数              | 協議会   | 4          | 1          | ⇒          | 1         | 1                  | 農林振興課          |

| 小区分               | 項目名                  | 数値目標の内容                     | 単位        | H18<br>現状値 | H19<br>現状値 | H20<br>現状値 | 最終<br>目標値 | 最終<br>(H21)<br>現状値 | 所管課               |
|-------------------|----------------------|-----------------------------|-----------|------------|------------|------------|-----------|--------------------|-------------------|
| 市民の参画機会の拡充        | 市民公募委員制度の推進          | 審議会等の公募枠設置比率                | %         | 36.7       | 47.5       | 50.9       | 39.2      | 51.0               | 総務課               |
|                   | 審議会委員等の構成基準策定        | 審議会等のうち女性委員が3割以上の審議会等の比率    | %         | 53.3       | 54.2       | 57.1       | 58.4      | 58.9               | 総務課               |
|                   | 「出前トーク市長と語る」の開催      | トーク開催回数（H20以前は「市長とまちかどトーク」） | 回         |            | 6          | 8          |           | 21                 | 市民自治センター<br>政策秘書課 |
| 市民との協働の推進         | 市民記者・特派員の設置          | 市民編集員による年間編集回数              | 回         |            | 4          | 3          |           | 10                 | 政策秘書課             |
|                   | 自主防災組織の組織化           | 自主防災組織数                     | 自治会数      | 74         | 77         | 88         | 82        | 95                 | 市民安全課             |
|                   | 市民連帯型の子育て支援制度の構築     | 放課後児童クラブ実施箇所数               | 実施<br>箇所数 | 8          | 10         | 11         | 11        | 9                  | こども元気局            |
|                   | NPO市民のつどい・NPO入門講座の実施 | NPO市民のつどい参加者数               | 人         | 63         | 160        | 100        | 160       | 150                | 政策秘書課             |
|                   | 生涯学習出前講座の充実          | 生涯学習出前講座年間実施回数              | 回         | 115        | 106        | 147        | 130       | 182                | 生涯学習課             |
|                   | まちづくり市民大学「ルッチ大学」の開講  | ルッチ大学卒業生数（累計）               | 人         | 58         | 86         | 86         |           | 108                | 生涯学習課             |
| パブリックコメント制度の導入    | パブリックコメント制度の活用       | パブリックコメント実施状況               | 件         | 8          | 11         | 6          |           | 2                  | 政策秘書課             |
| 行政と民間の役割分担の明確化    | 老人憩の家の地元移管           | 老人憩の家地元移管数（全5施設）            | 施設数       | 5          |            |            | 5         | 5                  | 高齢福祉課             |
|                   | 児童遊園の地元移管            | 児童遊園地元移管数（全34施設）            | 施設数       | 0          | 34         |            | 34        | 34                 | こども元気局            |
| 施設の管理運営等への民間活力の導入 | 指定管理者制度の活用           | 指定管理者制度の導入施設数               | 施設数       | 42         | 68         | 68         |           | 72                 | 管財課               |
| 中長期的な視点に立った財政運営   | 短期財政見通しの作成           | 経常収支比率                      | %         | 91.8       | 90.4       | 87.4       | 93.4以下    | 調整中                | 財政課               |
|                   | 中長期財政計画の策定           | 実質公債費比率                     | %         | 14.8       | 15.0       | 15.5       | 18.3以下    | 調整中                |                   |
| 税等の収入確保           | 徴収体制の強化              | 市税等徴収率                      | %         | 94.7       | 95.3       | 94.9       | 94.9      | 調整中                | 収納対策課             |
|                   | 遊休地処分による財源確保         | 財産処分件数                      | 件         | 4          | 3          | 1          |           | 10                 | 管財課               |

| 小区分                 | 項目名               | 数値目標の内容        | 単位  | H18<br>現状値 | H19<br>現状値 | H20<br>現状値 | 最終<br>目標値 | 最終<br>(H21)<br>現状値 | 所管課            |
|---------------------|-------------------|----------------|-----|------------|------------|------------|-----------|--------------------|----------------|
| 受益者負担の適正化および新たな財源確保 | 広告掲載要綱の策定と広告媒体の活用 | 年間の広告収入額       | 万円  | 40         | 278        | 251        | 250       | 244                | 全課（室）<br>（財政課） |
| 定員管理の適正化            | 定員適正化計画の策定        | 市役所職員数         | 人   | 461        | 446        | 433        | 431       | 424                | 総務課            |
|                     | 計画的な職員採用          |                |     |            |            |            |           |                    |                |
| 多彩な人材活用             | 県および他市町との人事交流     | 人事派遣・交流職員数     | 人   | 5          | 5          | 3          |           | 1                  | 総務課            |
| 行政評価システムの導入         | 行政評価システムの導入       | 行政評価対象事務事業数    | 事業数 |            |            |            | 150       | 66                 | 政策秘書課          |
| 地方公営企業の健全化          | 水道事業の健全化          | 水道料金（現年分）徴収率 ※ | %   | 98.9       | 98.8       | 98.7       | 98.9      | 98.6               | 上下水道課          |
|                     | 下水道事業の健全化         | 下水道使用料（現年分）徴収率 | %   | 99.2       | 99.4       | 99.1       | 99.5      | 未調整                | 上下水道課          |
|                     |                   | 下水道普及率         | %   | 95.8       | 97.1       | 97.9       | 99.3      | 99.3               | 上下水道課          |
|                     |                   | 下水道水洗化率        | %   | 69.5       | 73.2       | 80.3       | 82.4      | 88.2               |                |
|                     | 住宅団地造成事業の健全化      | 販売区画数（累計）      | 区画数 | 36         | 50         | 55         | 64        | 57                 | 都市計画課          |

※ 水道事業会計は、一般会計等と異なり5月末までの出納整理期間がありません。他の徴収率との均衡を図るため、出納整理期間があると仮定して算出した参考数値を記載しています。